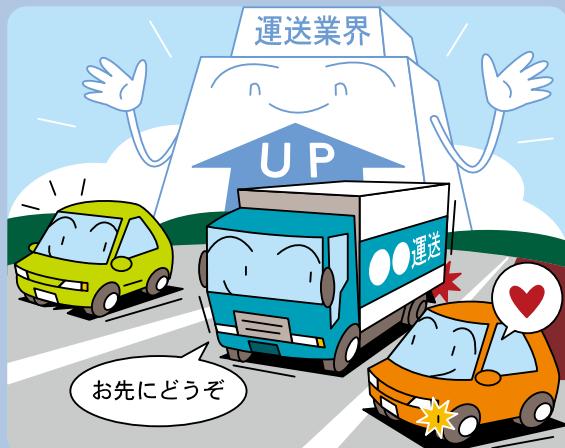
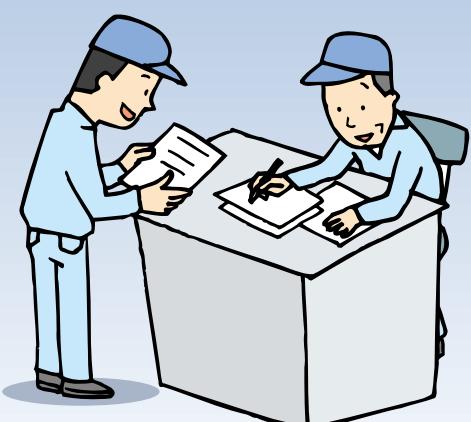
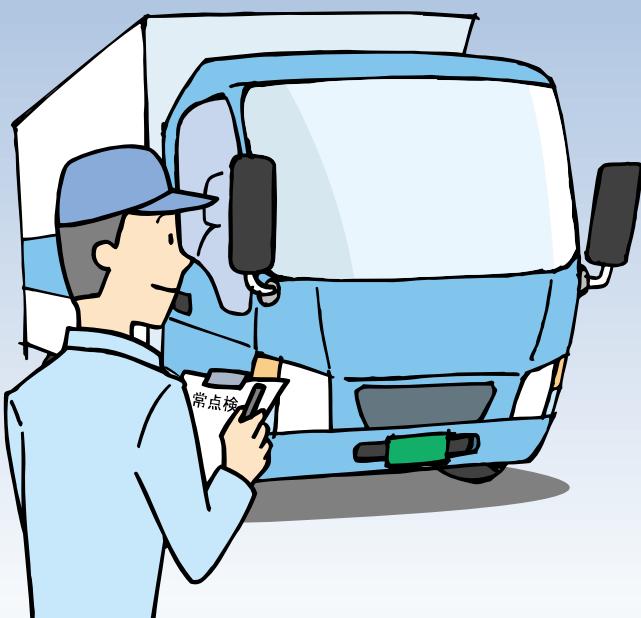


トラドック“2023”



～トラック事業の健康診断～



“備えあれば憂いなし”

点検(診断)で
得られる安心
早期措置(治療)

2023年3月改定

【トラドックの目的】

人は病気・体調不良を感じたとき、病院や薬局へ行って治そうとします。

トラック運送事業を健全に行っていく上でも、同様の事が言えるのではないかでしょうか。

運送事業において、事故やこれに伴うリスク(人:死や病気)を防止する観点から、法令等(人:生活習慣や処方箋)が定められ、これらを遵守することで事故等を減らすことができればと思うところです。

この「トラドック」は、トラック事業者として「やらなければ(管理しなければ)いけない事」、また「やってはいけない事」を日頃から点検・遵守することによって、健全に事業を継続していただくことを目的に作成しました。

是非、この「トラドック」を管理者皆様の目のふれるところに備え置き、定期的に活用して頂けましたら幸いです。

<トラドックの点検>

このトラドックは、点検時期として次のように区分します。

【A】毎月チェックする項目:11項目

【B】変更があった場合にチェックする項目:14項目

【C】事故や法改正があった場合にチェックする項目:4項目

【D】一定の時期にチェックする項目:4項目



お父さん、点検のやり方は次のページにあるよ。

まず「点検のイメージ」を掴んで、
「点検手順」に沿ってやればいいのよ。



私も手伝うから。
お父さん、頑張ってね！！



トラドック年間チェック表		
☆印は、自分で管理困難な項目		
チェック項目	※	の項目は直近指導の重点項目
最終の日付: 4月 8日		
<A:毎月チェックする項目>		
1. 点検（春前、中間、春後）	対面点検実施状況	<input type="radio"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 否
	運営者: 1/3以上の実施状況	<input type="radio"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 否
※1年保存	中間点検実施状況（中間点検が必要となる場合）	<input type="radio"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 否
※2. 春前記録（運転日報）	春前後点検・監査・保存状況	<input type="radio"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 否
※3. 運行指示書	作成状況（運行指示書が必要となる運行の場合）	<input type="radio"/> 作成 <input checked="" type="checkbox"/> 未作成
※4. 健康状態の把握（健康診断）	対象者の受診状況（名）	
※5. 春前員詔導教育（一般）	内、運行準備担当者（名）の受診状況	
※6. 日常点検	対象者	
※7. 定期点検	実施・監査・保存状況	<input type="radio"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 否
※8. 記録簿本道は車両へ書類	点検の実施・記録簿（写）の保管状況	
※9. 営業運転	改善基準告示の遵守状況	<input type="radio"/> 遵守 <input checked="" type="checkbox"/> 未遵守
※10. 名義貸し、事業の貸出し	白トラ利用の有無	
※11. 運転範囲	名義貸し場の有無	
<B:変更があった場合にチェックする項目：人・車両・事業施設等>		
※12. 車両台帳（従業員台帳）	現在の登録運転台数の状況（名）	
	現在の台帳作成・変更・保存状況（運転者は3年間保存）	
	新たに登録した運転者数（名）	



Step3

<年間チェック表の「最初の点検」欄へ転記>

Step1で点検した内容を「最初の点検」欄へ転記し、管理状況を「見える化」して下さい。
転記方法については特段の定めはありません。貴社の分かりやすい方法で結構です。

※「記載例」(P37)は参考です。



Step4 <トラドック年間チェック表による定期的な点検の実施>

1. 「最初の点検」を行った後、以下の区分に応じた点検を実施してください。

A:毎月チェックする項目

B:変更があった場合にチェックする項目

C:事故や法改正があった場合に
チェックする項目

D:一定の時期にチェックする項目

2. 点検を行う際の記載方については、各社において☒や「○」や「-」等、適宜の方法で構いません。

管理状況を把握(見える化)し、巡回指導や不意の監査等に備えて下さい。

3. 年間チェック表は定期的な点検を促すものですが、「運行管理者・整備管理者の講習日」や「健康診断日」など、年度における計画・予定表(メモ)として活用することも失念防止に有効です。貴社の管理しやすい方法で活用して下さい。なお、自社独自の様式に変更(A3版加工)されたい場合、チェック表を岐ト協HPよりダウンロードして下さい。

岐ト協HP トップページ トラドック(適正化事業概要書)
→「トラドック等の書面」③トラドック年間チェック表及び記載例

【A】1. 点呼

○点呼は運行上やむを得ない場合を除き、対面で実施することが基本です。

⇒ 営業所発着時の点呼は対面で実施

※「やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始または終了するため、乗務前または乗務後の点呼が営業所において対面で出来ない場合のことを指し、車庫と営業所が離れている、早朝・深夜等のため点呼執行者が営業所に出勤できない場合等は該当しません。

★ 令和4年7月から遠隔点呼、令和5年1月から乗務後自動点呼の運用が開始されました。

→ 遠隔点呼の詳細はP40、乗務後自動点呼の詳細はP44を参照

<点呼時に確認・記録すること> 点呼記録簿は1年保存

	項目	乗務前点呼	中間点呼(※)	乗務後点呼
①	点呼執行者名	○	○	○
②	運転者名	○	○	○
③	乗務する自動車の登録番号 又は識別できる記号、番号等	○	○	○
④	点呼日時	○	○	○
⑤	点呼方法	○	○	○
	イ. アルコール検知器の使用の有無	○	○	○
	ロ. 対面で無い場合は具体的方法	○	○	○
⑥	酒気帯びの有無	○	○	○
⑦	運転者の疾病・疲労・睡眠不足等の状況	○	○	
⑧	日常点検の状況	○	○	
⑨	気象・道路状況等の注意事項	○	○	
⑩	自動車、道路及び運行の状況			○
⑪	交代運転に対する通告			○
⑫	その他必要な事項	○	○	○

※中間点呼とは、乗務前・乗務後のいずれも対面で点呼ができない場合、乗務途中に少なくとも1回電話等の方法で行う点呼のことです（「【A】3. 運行指示書」参照）

【チェックポイント】

- ・営業所や車庫で行う乗務前点呼と乗務後点呼を「対面」で実施していますか？
- ・出先での休息前、休息後に行う点呼（電話その他の方法）を実施していますか？
→運転者と直接対話できない電子メール、FAX等の一方的な連絡方法は×
- ・点呼時の確認項目を確認していますか？
- ・点呼簿の項目不備、記載漏れはありませんか？
- ・選任の運行管理者が点呼総回数の3分の1以上の点呼を実施していますか？
- ・補助者は運行管理者基礎講習の修了、もしくは運行管理者資格を有していますか？
- ・記録簿は1年間保存していますか？

※ 確認して

項目判定

適 否

※項目判定の結果をP34の点検結果集計表で集計（以下同様）

【A】 2. 乗務記録(運転日報)

○事業者は、乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、
1年間保存しなければなりません。

- (1)運転者の氏名
- (2)乗務した自動車の登録番号、事業者が定めた車番または車号
- (3)乗務開始と終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- (4)運転を交替した場合におけるその地点及びその交替日時
- (5)休憩または仮眠、睡眠をした地点及びその開始・終了の日時
- (6)車両総重量**8トン**以上または最大積載量**5トン**以上の事業用自動車に乗務した場合には
次に掲げる事項
 - イ 貨物の積載状況(貨物の重量、貨物の個数、積付状態)
 - ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という)で待機した場合
にあっては次に掲げる事項
 - ①集貨地点等
 - ②集貨地点等への到着日時を荷主から指定された場合、その日時
 - ③集貨地点等に到着した日時
 - ④集貨地点等における積込み又は取卸し(以下「荷役作業」という)の開始及び終了日時
 - ⑤集貨地点等で当該一般貨物運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分けその他貨物自動
車運送事業附帯する業務(以下「附帯業務」という)を実施した場合、附帯業務の開始
及び終了日時
 - ⑥集貨地点等から出発した日時
 - ハ 集貨地点等で、当該一般貨物運送事業者等が荷役作業又は附帯業務(以下「荷役作等」という)を実施した場合(荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る)には
次に掲げる事項(口に該当する場合は①及び②に掲げる事項を除く)
 - ①集貨地点等
 - ②荷役作業等の開始及び終了の日時
 - ③荷役作業等の内容
 - ④上記①～③について、荷主の確認が得られた場合は荷主が確認したことを示す事項、
当該確認が得られなかった場合はその旨
- (7)道路交通法第67条第2項に規定する交通事故、自動車事故報告規則第2条に規定する事故
または著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
- (8)運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合には、その指示
内容。

※(6)関連「附帯業務」例:荷造り、仕分け、検収・検品、横持ち、縦持ち、ラベル貼り、はい作業等

【チェックポイント】

- ・乗務記録簿へ記載すべき事項が、記載されていますか？
- ・特に記載漏れの多い「休憩した地点・時間」や「貨物の積載状況」
(大型車のみ)は記載されていますか？
- ・乗務記録を1年間保存していますか？

項目判定

適 否

【A】 3. 運行指示書

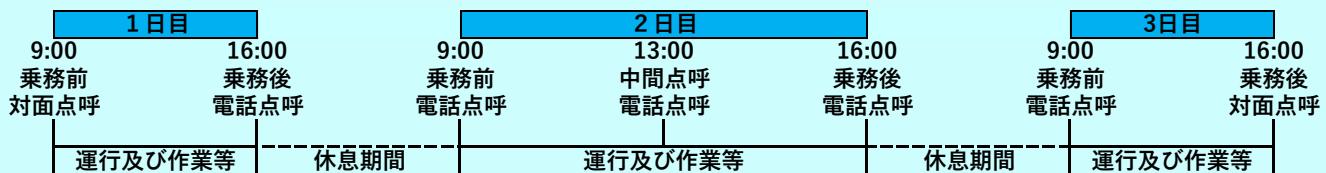
○中間点呼をする運行の場合は「運行指示書(正)(副)」を作成し、運転者に適切な指示を行うと共に「運行指示書(正)」を携行させなければなりません。※(副)は営業所で管理指示書は、運行終了の日から(正)(副)と共に1年間保存します。

中間点呼：乗務前・乗務後のいずれの点呼も対面で行うことができない乗務の時は、乗務前・乗務後の点呼だけでなく、乗務の途中において少なくとも1回、電話その他の方法により、行わなければならない点呼

<分割休憩の場合>



<2泊3日の場合>



● 運行指示書記載項目

1. 運行の開始及び終了の地点及び日時
2. 乗務員の氏名
3. 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
4. 運行に際して注意を要する箇所の位置
5. 乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る。)
6. 乗務員の運転または業務の交替の地点(運転または業務の交替がある場合に限る。)
7. その他運行の安全を確保するために必要な事項

○行き先等の変更により「運行指示書」の内容に変更が生じた場合は、「運行指示書(副)」に変更内容を記載し、運転者が携行している「運行指示書(正)」にも変更内容を記載させる。

【チェックポイント】

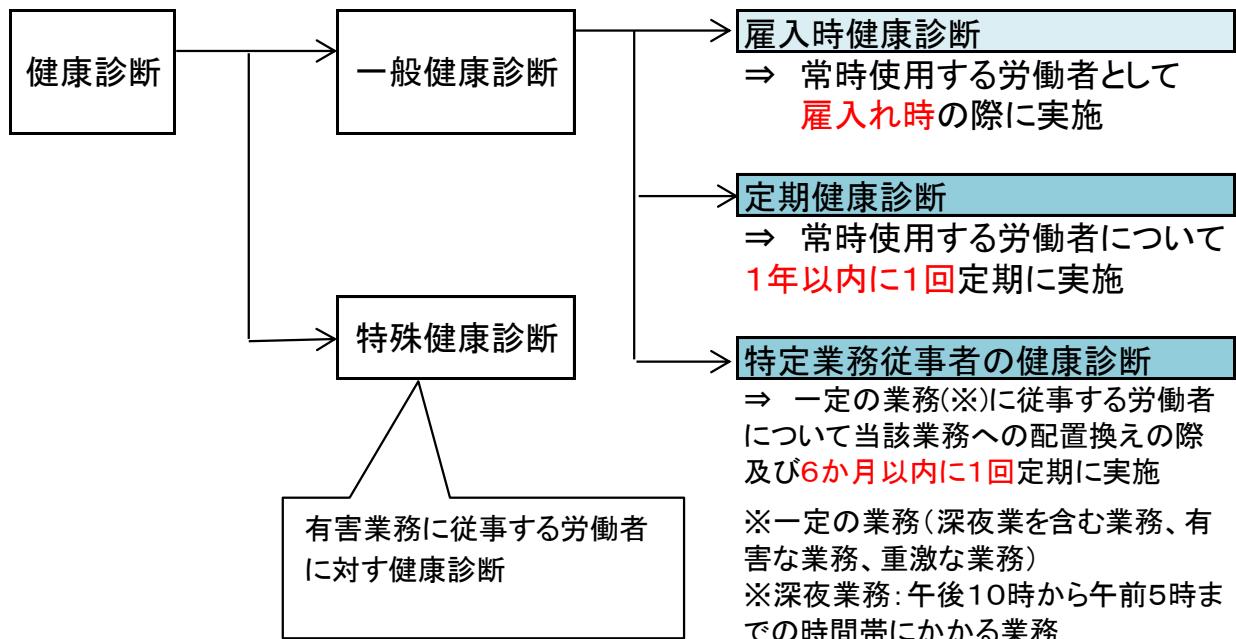
- ・中間点呼が必要となる運行に、運行指示書を作成し副本は管理者が管理し、正本を運転者へ携行されていますか？
- ・指示内容に変更があった場合、変更内容を運転者に適切に指示し、(正)(副)にその内容が記載されてますか？
- ・運行指示書を1年間保管していますか？

項目判定
□ 適 □ 否
□ 該当しない

※運行指示書の作成が必要となる運行がない場合は「該当しない」

【A】 4. 健康状態の把握(健康診断)

○使用者は、労働者の健康を保持増進するため、労働者に対して医師による健康診断を行わなければなりません。



《特定業務従事者の健康診断》

労働安全衛生法において「常時従事する」という点について明確な基準は設けられていませんが、深夜時間帯に労働する可能性がない従業員の突発的な勤務に関しては「6ヶ月以内ごとに1回の健康診断」は実施する必要がないとされています。

しかしながら、深夜残業が実態として頻繁にある労働者については、この健康診断の対象となるので留意が必要です。また、所定労働時間が深夜時間にかかる労働者の場合であっても、過去6ヶ月間を平均し一月4回以上の深夜労働があった場合は(常時使用する労働者に対し実施することされている)、年1回の定期健康診断とは別に、個別で健康診断を実施する必要があります。

【チェックポイント】

- 現在在籍している従業員に対し、1年以内に1回の定期健康診断を実施されてますか？
※個人で受診した健康診断が労働安全衛生法に規定された項目を満たしている場合、定期健康診断結果として扱うことができます。
- 新たな労働者を雇用した場合、雇入時の健康診断を実施されてますか？
※雇入れる人が3ヶ月以内に健康診断を受けており、医師による健康診断の証明書を提出した時は、同じ内容の診断項目については省略できます。
- 深夜業務(22:00～5:00)に従事する運転者に対し、6ヶ月以内に1回の特定業務従事者健康診断を実施されてますか？
- 健康診断結果等に基づき乗務員の健康状態を把握されてますか？
- 健康診断の結果(要注意、要観察、要精検等)に対し、所要の措置を行っていますか？
- 健康診断結果を管理・保存(5年)されてますか？

項目判定
 適 不

【A】 5. 乗務員指導教育(一般)

- 自動車運送事業は、営業所を一度離れると運行中の安全確保が運転者に委ねられるため、高い安全意識と能力が求められることから、事業者において輸送の安全性を向上させるために「安全教育」を積極的に実施する必要があります。
- 乗務員に対する指導及び監督にあたっては「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)に基づき実施しなければなりません。

- 事業用自動車を運転する場合の心構え**
- 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項**
- 事業用自動車の構造上の特性**
- 貨物の正しい積載方法**
- 過積載の危険性**
- 危険物を運搬する場合に留意すべき事項**
- 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況**
- 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法**
- 運転者の運転適性に応じた安全運転**
- 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法**
- 健康管理の重要性**
- 安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車の適切な運転方法**



令和 年度 安全 教育 計 画		
会社名/営業所名:		
月	国交省告示第1366号にもとづく教育指導	行事
4月	①トラックを運転する場合の心構え	春の全国交通安全運動
5月	②トラックの安全運行を確保するために遵守すべき基本的事項	
6月	③トラックの構造上の特性	
7月	④貨物の正しい積載方法	夏の交通安全県民運動

乗務員教育記録簿			
年	月	日 ()	時 ~ 時
場所 実習者			
教育の種類 口一般 口初任者 口高齢者 口事故悪起者 口進行管理者の補助者 口整備管理者の補助者			
教育内容～教育に使用したテキスト等を添付又は保存すること。			
4. 貨物の正しい積載方法			
5. 過積載の危険性			
6. 先険者を運転する場合に留意すべき事項			
7. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況			
8. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法			
9. 運転者の運転適性に応じた安全運転			
10. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法			
11. 健康管理の重要性			
12. 安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車の適切な運転方法			
(初任運転者に対する指導の12項目)			
運転に運転、荷役に荷役、荷下ろし運転、荷物荷物用運転、荷積荷運転、荷物荷造作、荷物荷造作、荷物許運転、無資格運転			
氏 名	コ メ ント	備 考	
(初任運転者の特別な指導の内容)			
1. 一般的運転者に対する指導の12項目			
2. 安全運転の技術			
3. 上記(1)(2)に該当しない場合は、以下のものが必要項目を上記に記入すること。			
4. その他の必要な指導項目			
5. その他の必要な指導項目			
6. その他の必要な指導項目			
7. その他の必要な指導項目			
8. その他の必要な指導項目			
9. その他の必要な指導項目			
10. その他の必要な指導項目			
11. その他の必要な指導項目			
12. その他の必要な指導項目			

【チェックポイント】

- 指導監督指針の12項目について、年間計画表を作成し、毎年実施されてますか？
- 運転者全員へ指導されてますか？
→ 指導後、試問や感想等で習熟度の評価(確認)が必要です。
- 指導記録簿を作成し、3年間保存されてますか？

※「運転者への指導教育」については、P59～60の参考資料を参照

項目判定
 適 否

【A】 6. 日常点検

- 事業用自動車は1日1回、運行前に目視等により自動車を点検するように定められています。点検の結果不良箇所があった場合には、必要な整備をしてから運行を開始しなければなりません。運行前の日常点検は、貨物自動車運送事業にとっては欠くことのできない重要な業務です。
- 整備管理者は、法の定めにより、その業務として運転者または検査員が点検した結果により、自動車の運行の可否を決定する義務があります。
- 運行管理者は、乗務前の点呼において、点検の実施またはその確認を行うことが義務付けられています。すなわち、運行の可否は、整備管理者の決定に従わなければなりません。

日 常 点 検 表			
登録番号又は車番 点検実施者名	整備管理者名 補助者名	印 印	
年 月 日			
運転席での点検	点検箇所	点検項目	点検結果(○・×)
	ブレーキ・ペダル	踏みしき、ブレーキのきき	踏みしき ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー(ハーフギング・ブレーキ・レバー)	引きしき(踏みしき)	引きしき (踏みしき)
	原動機	※かかり具合、異音	かかり具合 異音
		※ 低速、加速の状態	
	ウィンド・ウォッシャ	※噴射状態	
		ワイパー	※拭き取りの状態
	◎ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合	
	◎ ブレーキ・バルブ	排気音	
	エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※液量
ブレーキのリザーバ・タンク		液量	
バッテリ		※液量	
ラジエータなどの冷却装置		※水量	
潤滑装置		※エンジン・オイルの量	
△ ファン・ベルト		※張り具合、損傷	張り具合 損傷
車の周りからの点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷
	タイヤ	空気圧	
		□ ディスク・ホイールの取付状態	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷
		異状な摩耗	
	※溝の深さ		
	◎ エア・タンク	タンク内の凝水	
◎ (ブレーキ・ペダル)	※(踏みしき、ブレーキのきき)	踏みしき ブレーキのきき	
運行において異状が認められた箇所		運行可否の結果	可・否

1 ※印の点検項目は、自動車の走行距離や運行時のことから判断した適切な時に実施すべきものです。
 2 ○印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。
 3 □印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどして下さい。
 4 □印の点検項目は、「大型車」の場合に点検して下さい。
 5 点検終了後は、整備管理者等は結果を報告し、整備管理者等は点検結果を確認し車両の運行可否を決定し、確認の押印等をして下さい。

《 P57-58 参考資料参照 》

雪道を走行する可能性がある場合の安全確保の徹底

施行日:令和3年1月26日

・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度(※)よりもすり減っていないことを確認すること。

・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認すること。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れる。

【チェックポイント】

- ・日常点検を行っていますか？
- ・運行可否の決定は、整備管理者又は整備管理者補助者が行っていますか？
- ・日常点検簿に整備管理者の確認印が押印されていますか？
- ・日常点検簿は整理されていますか？

項目判定
□ 適 □ 不

【A】 7. 定期点検

- 自動車運送事業の用に供する自動車は、3月毎に点検の時期、自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車の点検をしなければなりません。
- 事業者は、点検整備記録簿を自動車に備え置き、点検または整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければなりません。
 - 点検の年月日
 - 点検の結果
 - 整備の概要
 - 整備を完了した年月日
 - その他国土交通省令で定める事項

※記録簿の保存期間は1年

※平成30年10月から車両総重量8トン以上のトラック(トレーラ)及び乗車定員30人以上のバスについては、定期点検の項目に「スペアタイヤ等の取付状態」が追加されました。

定期点検整備計画表

【令和 年度分】

番号	車両番号	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(例)	岐阜11を-1234	予定	□		△			◎21			△			△
		実施	12		10			18			15			20
1	岐阜 -	予定												
		実施												

* 備考

(1)3ヶ月点検は△、12ヶ月点検は◎、臨時整備は□で記入。

(2)予定は黒字で、実績は赤字で実施日を記入。

【チェックポイント】

・点検の失念を防止するため等、年間点検計画表を作成していますか？

・使用している車両(有効期間のある車両)について、3ヶ月ごとの定期点検を確実に行っていますか？

特に予備車や被牽引車が未点検となっていませんか？

・点検整備記録簿は自動車に備え付けていますか？

・記録簿の(写)等を営業所で保管し、点検状況の管理をされてますか？

・記録簿を1年間保存されてますか？

項目判定

適 不

【A】 8. 過労運転

1. 休憩睡眠施設

乗務員が有効に利用できるよう、休憩施設及び睡眠・仮眠施設を整備・保守管理しなければなりません。

2. 運転者の勤務時間と乗務時間

休憩または睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息の時間が十分に確保できるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間 及び乗務時間を定めなければなりません。

3. 乗務員の健康状態の把握

事業者は、酒気帯びの状態にある乗務員の乗務の禁止の他、常に乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全な運転をし、またはその補助をすることができない乗務員を事業用自動車に乗務させてはなりません。

4. 交替運転手の配置

運転者が長距離運転または夜間の運転に従事する場合に、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておく必要があります。

○改善基準告示(一部抜粋)

令和6年3月30日まで

拘束時間	基本	1日	13時間以内 最大16時間、15時間超が週2回限度
		1ヶ月	293時間以内
		1年	3,516時間以内
例外	労使協定を締結	1ヶ月	年6ヶ月まで320時間以内
		1年	3,516時間以内
特例	2人乗務の場合	1日	最大20時間
	隔日勤務の場合	2暦日	最大21時間 夜間に4時間以上仮眠時間を与える場合は、2週間に3回限度に24時間以内まで延長可
休息期間	基本	1日	継続8時間以上
	分割する場合	1日	1回4時間以上で合計10時間以上 全勤務回数の2分の1を限度
運転時間	特例	2人乗務の場合	4時間まで短縮可
	隔日勤務の場合	2暦日	継続20時間以上
連続運転時間	連続運転時間		4時間を超えないこと
	最大運転時間		2日を平均して1日9時間を超えないこと
			2週を平均して1週44時間を超えないこと

令和6年4月1日から

拘束時間	基本	1日	13時間以内 最大15時間、14時間超が週2回限度
		1ヶ月	284時間以内
		1年	3,300時間以内
例外	労使協定を締結	1ヶ月	年6ヶ月まで310時間以内
		1年	3,400時間以内
特例	2人乗務の場合	1日	最大20時間
	隔日勤務の場合	2暦日	最大21時間 夜間に4時間以上仮眠時間を与える場合は、2週間に3回限度に24時間以内まで延長可
休息期間	基本	1日	継続11時間以上、9時間を下回らない
	分割する場合	1日	1回3時間以上で合計10時間以上 全勤務回数の2分の1を限度
運転時間	特例	2人乗務の場合	4時間まで短縮可
	隔日勤務の場合	2暦日	継続20時間以上
連続運転時間	連続運転時間		4時間を超えないこと
	最大運転時間		2日を平均して1日9時間を超えないこと
			2週を平均して1週44時間を超えないこと

※令和6年4月からの改善基準告示の詳細についてはP46を参照

【チェックポイント】

- 改善基準告示を遵守されてますか？
- 運行計画表や拘束時間管理表を作成していますか？
- 乗務前点呼時や日頃から、運転手の健康状態の把握に努めていますか？

項目判定

適 否

【A】 9. 営業類似行為(白トラ)

事業者は傭車による運送を行う場合、自家用トラック(通称:白トラ)を使用する事業者へ輸送の依頼を行ってはいけません。

【チェックポイント】

- ・繁忙期等に白トラを利用していませんか？

項目判定

- 適
- 否

【A】 10. 名義貸し・事業の貸渡し

1. 事業者は、その名義を他人に貨物自動車運送事業のために利用させてはいけません。また、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはいけません。
2. 「名義貸し行為」は、雇用関係、経理処理、運行管理、車両管理、事故処理等の実態を踏まえたうえで、その事業実態がトラック事業の事業主体として負うべき危険や責務を実質的に他人に背負わせ、その他人が事業を営んでいることとなっているか否かを総合的に見て判断されます。

【チェックポイント】

- ・上記のとおり、名義貸しについては、実態から総合的に判断されますが、疑われる管理となっていませんか？

項目判定

- 適
- 否

【A】 11. 過積載運行

1. 事業者は、最大積載量を超えて積載するような運送(過積載による運送)の引受け、過積載による運送を前提とする運行計画の作成及び運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはいけません。
2. 事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはなりません。

【チェックポイント】

- ・最大積載量以上の運送の引受けを行っていませんか？
- ・過積載防止に関する指導を運転者へ行ってますか？

項目判定

- 適
- 否

【B】 12. 運転者台帳(従業員台帳)

1. 事業者は、業務に必要な運転者を常時選任しておかなければなりません。
また、選任された運転者以外に、事業用自動車を運転させてはなりません。
2. 事業者は、運転者ごとに次に掲げる事項を記載し、所定の写真を貼付した一定の様式の運転者台帳を作成し、これを運転者の所属する営業所に備えておかなければなりません。
 - (1)作成番号及び作成年月日
 - (2)事業者の氏名または名称
 - (3)運転者の氏名、生年月日及び住所
 - (4)雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日
 - (5)道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - ①運転免許証の番号及び有効期限
 - ②運転免許の年月日及び種類
 - ③運転免許に条件が付されている場合は、その条件
 - (6)事故を引き起こした場合または道路交通法第108条の34(使用者に対する通知)の規定による通知を受けた場合はその概要
 - (7)運転者の健康状態
 - (8)輸送安全規則第10条第2項(従業員に対する指導及び監督)の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
 - (9)運転者台帳の作成前6月以内に撮影した単独、上3分身、無帽、正面、無背景の写真
3. 事業者は、運転者が転任、退職、その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちにその運転者の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

【チェックポイント】

- ・選任運転者の数は把握されてますか？
- ・運転者台帳には必要事項を記載(次頁参照)し、選任運転者の人数分が作成されていますか？
- ・転任・退職等で運転者でなくなった場合、その日から台帳を3年間保存されてますか？

項目判定

適 否

選任運転者数 名

整理番号 1
作成日 HOO年OO月OO日

運転者台帳

事業者名□岐阜運輸(株)

※

は記載漏れが多い箇所

ふりがな	きふ たろう	性別	生年月日	写真貼付欄 (半身脱帽) (撮影 6月以内)						
氏名	岐阜 太郎	男女	明 大HOO年OO月OO日生							
入社日	HOO年OO月OO日	退任日	HOO年OO月OO日							
現住所	岐阜県岐阜市日置町2648-2 TEL(058)279-3771									
年月撮影										
運転免許証番号				取得年月日	年月日					
種類	大	中	普	大特	牽引	大2	普2	大特2	牽引2	
条件										
有効期限	年月日まで		年月日まで		年月日まで		年月日まで			
	年月日まで		年月日まで		年月日まで		年月日まで			
	年月日まで		年月日まで		年月日まで		年月日まで			

【写真の貼り付けについて】

- ①デジカメでのカラーコピーでも可
- ②免許証で顔が確認できる場合は貼る必要ありません。

【運転免許証関係】
最新の運転免許証の

(写し)の添付でも可

能です。
(※古いままでいるケースが散見されます。)

道路交通法違反履歴						
OO年OO月OO日	一旦停止不履行	年月日				
年月日		年月日				
年月日		年月日				

自動車事故歴						
発生年月日	登録番号	人身事故	物件事故	有責・無責の別	処理方法	摘要
OO年OO月OO日	OO-OO			有・双・無		
年月日				有・双・無		
年月日				有・双・無		
年月日				有・双・無		

健康状態(健康診断受診状況)						
受診年月日	診断結果			受診年月日	診断結果	
OO年OO月OO日	総合判断A			年月日		
年月日				年月日		
年月日				年月日		
年月日				年月日		
年月日				年月日		

適性診断受診状況(初任・適齢・事故惹起)						
受診年月日	診断結果	種類	受診年月日	診断結果	種類	
OO年OO月OO日	別紙のとおり	初任	年月日			
年月日			年月日			
年月日			年月日			

指導教育(特別指導)の実施(初任・適齢・事故惹起)						
実施年月日	内容	種類	実施年月日	内容	種類	
OO年OO月OO日	別紙のとおり	初任	年月日			
年月日			年月日			
年月日			年月日			
年月日			年月日			

◎道路交通法違反履歴、自動車事故歴の欄は、事業用トラックの乗車中について対象となります。

健康診断結果、適性診断結果、指導教育議事録が、運転者台帳と一緒に綴じている場合は、各欄に記入する必要はありません。

【B】 12-2. 新たに運転者を雇用した時の確認事項

運転者として新たに雇用した者には、以下について確認や受診等をさせる必要があります。

<新たに雇用した者に共通>

・雇用時の健康状況の把握(健康診断)

.....【A】 4. 健康状態の把握(健康診断) (P7)参照

・事故歴の把握(運転記録証明書等)

.....【B】13. 「新規雇用運転者の事故歴の把握」(P16)参照

<新たに雇用した者の経験、年齢等の状況に応じて>

・特定の運転者への適性診断の受診(初任診断、適齢診断、特定診断)

.....【B】14. 「適性診断」(P17) 参照

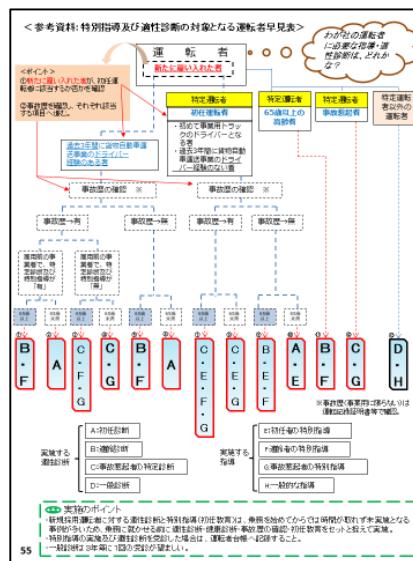
・特定の運転者への特別な指導の実施(初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者)

.....【B】15. 「特定運転者への特別指導」(P18)参照



新たに雇用した者が対象となる「適性診断」及び「特別指導」については、P59~60の

<参考資料: 特別指導及び適性診断の対象となる運転者早見表>で確認できます。



55

<特別指導及び適性診断の対象となる運転者早見表>の見方: P6～16関連
この「見方」は該当する項目のうち、特定運転者(事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者(65歳以上)に該当する必要のある「特別指導」、「適性診断」が未実施なっていること)が該当されたため、作成したものです。

【参考の見方】

1. 運転者に該当する者の特徴等
(1)入社した方が過去の運転者の中の「新たに雇入れた者」が、「特定運転者(初任運転者)」に該当することであるため、または過去1年間に貨物自動車運送事業のドライバー経験のある者に該当するのかを確認。



(2)該当するライン(フロー)に該当する場合は該当する。

2. 既任に該当している運転者の特徴等
運転者から該当する、「特定運転者(65歳以上の運転者)」「一般のりもの指導」及び「適性診断」を実施とともに、「特定運転者(高齢運転者)」「特定運転者(事故妨害者)」「特定運転者(事故惹起者)」に該当することになった場合は、併せて特定運転者、実施すべき指導、診断を実施



※特定運転者とは: P16参照

56

【チェックポイント】

- ・点検日前、1年の間に新たに雇用した運転者がみえますか？
- ・新たに雇用した運転者の雇用時の健康状態を把握されましたか？
- ・新たに雇用した運転者の事故歴の把握をされましたか？
- ・新たに雇用した運転者の経験・年齢等に応じた適性診断、特別指導を実施されましたか？
- ・運転者台帳は作成されましたか？

※点検日前1年間に、新たに雇用した運転者がいない場合は「該当しない」

項目判定

- 適 否
 該当なし

【B】 13. 新規雇用運転者の事故歴の把握

1. 事業者は、運転者として新たに雇い入れた者について、**運転記録証明書**や**無事故・無違反証明書**により過去の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認しなければなりません。(口頭確認は×)

2. 確認の結果、事故惹起運転者(※)に該当した場合で、「特別な指導」や「適性診断」を受けていない場合、「特別な指導」や「適性診断」を実施しなければなりません。

※事故惹起運転者

- ①死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令:第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じた交通事故を引き起こした運転者
- ②軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者

102-0084		整理番号 200611228	
東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア			
日本太郎様			
見本			
運転記録証明書			
証明事項	氏名	日本太郎	
	生年月日	昭和 36 年 1 月 10 日	
	免許証番号	3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 0 0	
	行政処分の履歴	0 回	累積点数 3 点
	年月日	内 容	点数
	平成24年7月29日	安全運転義務違反(軽傷事故)	6点
	平成24年8月30日	停止30日(短縮29日)	**
	平成26年5月18日	信号無視(赤色等)	2点
	平成27年6月16日	速度超過(20以上25未満)指定	2点
	平成28年3月 1 日	座席ベルト装着義務違反	1点
以下余白			
備考			
平成28年4月1日現在の過去5年間の記載は、上記のとおりであることを証明します。			
平成 28 年 4 月 1 日			
自動車安全運転センター ○ ○ ○ 事務所長 印			

102-0084		整理番号 200610301	
東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア			
日本三郎様			
見本			
無事故・無違反証明書			
証明事項	氏名	日本三郎	
	生年月日	昭和 23 年 2 月 8 日	
	免許証番号	4 4 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0	
	昭和 44 年 1 月 0 日 以降		
	平成 28 年 04 月 01 日まで		
	交通事故及び交通違反について記録されておりません。		
	備考		
	平成28年4月1日現在、上記のとおりであることを証明します。		
	平成 28 年 4 月 1 日		
	自動車安全運転センター ○ ○ ○ 事務所長 印		

【チェックポイント】

- ・採用時に運転記録証明書等で確認していますか？
- ・免許証での確認のみになってしまんか？

項目判定

- 適
- 否
- 該当しない

【B】 14. 特定運転者への適性診断

適性診断には、特定の運転者(初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者)を対象にした診断(義務)と、これ以外の運転者を対象にした一般診断(3年に一度の受診を推奨)があります。特定の運転者を対象とした適性診断は下表のとおりです。

種類	対象	受診時期
初任診断	新たに採用された運転者(初任運転者) (過去3年間に初任診断を受診したことがない者)	初めて事業用自動車に乗務する前(やむを得ない場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内)
適齢診断	65歳以上の運転者(高齢運転者)	65歳に達した日以後1年以内 (その後3年以内ごとに1回受診)
特定診断 I	・当該事故前1年間交通事故がなく、今回死亡(又は重傷)事故を起こした運転者(事故惹起者) ・当該事故前3年間交通事故があり、今回軽傷事故を起こした運転者(事故惹起者)	事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前 (やむを得ない場合は乗務を開始した後1ヵ月以内)
特定診断 II	当該事故前1年間交通事故があり、今回死亡(又は重傷)事故を起こした運転者(事故惹起者)	

※新たに雇入れた者については、受診前に運転経歴証明書等により雇入れ前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する必要があります。※P16参照

【チェックポイント】

項目判定
 適 否
 該当しない

○初任診断

- ・受診が必要な運転者がいますか？
- ・新たに雇い入れた者を乗務させる時、過去3年間の初任診断の受診状況を確認されましたか？(確認できない場合は初任診断を)

○適齢診断

- ・受診が必要となる、今年65歳になる運転者はいますか？
(※65歳になった日から1年以内に受診させる必要があります)
- ・65歳以上の運転者に、3年ごとに診断を受診させてますか？

○特定診断

- ・受診が必要な運転者がいますか？
- ・対象となる事故を起こした運転者に受診させましたか？

※特定運転者に該当する者がいない場合は「該当しない」

※特定運転者への「適性診断」と「特別指導」については、P59～60の参考資料を参照

【B】 15. 特定運転者への特別指導

事業者は、特定の運転者(初任運転者・高齢運転者・事故惹起運転者)に対し、交通事故の未然防止を図るため、よりきめ細かな指導を実施する必要があります。
特定の運転者を対象とした特別指導の内容は下表のとおりです。

対象運転者	実施時期	指導内容	時間
初任運転者	初めて事業用自動車に乗務する前 (やむを得ない場合は、乗務を開始した後1ヶ月以内)	1. 一般的な指導及び監督内容 ※ 運転の構え、車両の構造上の特徴、貨物の積載方法などや車両管理、健康管理等	15時間以上 ※
		2. 安全運転の実技 ※	20時間以上 ※
高齢運転者	適齢診断結果後1ヶ月以内	適齢診断結果を踏まえた身体機能の変化、安全運転方法など	
事故惹起運転者	事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前 (やむを得ない場合は乗務を開始した後1ヶ月以内) 注) 外部専門的機関による指導講習の場合の期限は適用外	事故事例の分析、再発防止対策や危険予測及び回避などの座学及び安全運転実技	座学合計6時間以上(実技は可能な限り実施)

乗務員教育記録簿		
指導教育の種類と内容 (国土交通大臣告示 第136号)	年 月 日 () 時 ~ 時	
1. 一般的な運転者に対する指導	場所	実施者
2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	教育の種類	□一般 □初任者 □高齢者 □事故惹起者 □運行管理者の補助者 □整備管理者の補助者
3. トラックの構造上の特性	教育内容	~教育に使用したテキスト等を添付又は保存すること。
4. 質問の正しい積載方法		
5. 通報義務の危険性		
6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項		
7. 適切な運行の経路及び当該経路における道筋の状況		
8. 危険の予測及び回避		
9. 運転者の運転適性に応じた安全運転		
10. 交通事故に関する運転者の生理的及び心理的因素及びこれらへの対処法		
11. 健康管理の必要性		
12. 安全の向上を図るために必要な措置を講じる基本的行動の実践的運転方法		
※上記12項目を踏まえてその他必要項目を 年1回実施すること		
(その他必要な指導項目)		
酒酔い運転、荷物積み落とし、過労運転、荷物等使用運転、荷役運転、荷役表面違反、最高運速違反、無免許運転、無資格運転	氏名	コメント
		備考
(初任運転者に対する指導の内容)		
1. 一般的な運転者に対する指導の12項目		
2. 安全運転の実技		
※上記「一般的な運転者に対する指導」の指導する場合において、2. 1から8項目に該する事項、3. のうち車両、運転、死因、内輪差及び制動距離等に関する、4. のうち貨物の積載方法及び運送方法に関する事項についても、実車両にて指導すること。 ※上記「1から8項目に該する」とは、 ※上記「2を15時間以上実施すること。 ※上記「3を20時間以上実施すること。 ※上記「4を20時間以上実施すること。」		

※特定の運転者

- ・**初任運転者**:新たに雇入れられた者。ただし、初めてトラックに乗務する前3年間に、貨物自動車運送事業者の運転者として常時選任されたことがある者は除く。
- ・**高齢運転者**:65歳以上の運転者
- ・**事故惹起運転者**:死亡、重傷事故を引き起こした運転者

※新たに雇入れた者については、指導前に運転歴証明書等により雇入れ前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する必要があります(P16参照)。

【チェックポイント】

○初任運転者への指導

- ・指導が必要な運転者はいますか？
- ・初めて乗務する前(やむを得ない場合は乗務開始後1ヶ月以内)に実施していますか？

○高齢運転者への指導

- ・指導が必要となる、今年65歳になる運転者はいますか？
- ・適性診断(適齢診断)の結果を踏まえた指導を、1ヶ月以内に実施していますか？

○事故惹起者への指導

- ・事故惹起者がいる場合、事故を引き起こした後、再度トラックに乗務する前(やむを得ない場合は乗務を開始した後1ヶ月以内)に実施していますか？

○指導記録簿を作成し、3年間保存していますか？

※特定運転者に該当する者がいない場合は「該当しない」

※特定運転者への「適性診断」と「特別指導」については、P59～60の参考資料を参照

項目判定

- 適 否
 該当しない

【B】 16. 車両台帳

事業者は、車両ごとに下記に掲げる事項を記載した「車両台帳」を作成し、営業所に備え付けなければなりません。なお、有効期間のある「自動車検査証」と「自賠責保険証」の写しを綴り、「車両台帳」の代わりとすることも可能です。

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1)自動車登録番号 | (7)最大積載量 |
| (2)初度登録年月 | (8)車両総重量 |
| (3)型式 | (9)有効期間 |
| (4)車名 | (10)Nox・PM法、基準緩和に係る事項 |
| (5)車台番号 | (11)配属営業所 |
| (6)自動車の種別 | (12)自賠責保険に係る事項(保険証の(写)添付でも可) |

※令和5年1月から車検証が電子化され、車検証の取り扱いが変更されました。

電子車検証の写しを備え付けていても、最新の上記事項が不足している場合は、閲覧アプリを利用しICカードリーダで読み取った情報を備え付ける必要があります(P47参照)。

【チェックポイント】

- ・配置車両数分の車両台帳を作成していますか？
- ・車検証と自賠責保険証の写しを綴って車両台帳としている場合、両者ともきちんと揃っていますか？また、有効期間は切れていませんか？
- ・電子車検証の写しを備え付けている場合、車両台帳に必要な項目は不足していませんか？
※不足があれば、閲覧アプリを利用しICカードリーダで読み取った情報を備え付ける必要があります。

項目判定

適 否

【B】 17. 営業所ごとの配置車両

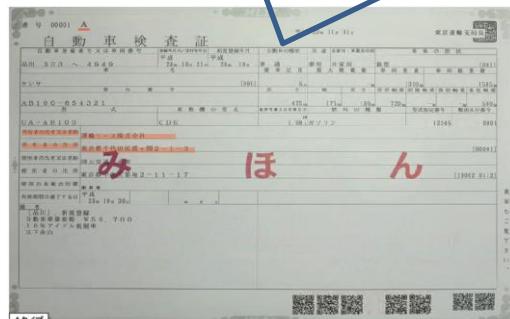
【わが社(営業所)の配置車両数の状況】

※営業所の配置車両数を下記に記載し把握

＜貨物自動車運送事業法上の種別区分＞

	普通	小型	牽引	被牽引
事業用自動車の数				

車検証の「自動車の種別」欄で確認



【チェックポイント】

- ・国への届出車両数と実在車両数に相違はありませんか？
(普通と小型の区分で相違が散見されます。
「小型」は主に「4ナンバー(ライトバンなど)等」の車両です)

項目判定

適 否

【B】 18. 運行記録計

運行記録計の装着を義務付けられている車両は、次のとおりです。

- (1)車両総重量が**7トン**以上または最大積載量が**4トン**以上の普通自動車である事業用自動車
- (2)車両総重量が**7トン**以上または最大積載量が**4トン**以上の被けん引自動車を牽引する牽引自動車
- (3)特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車(運行車)

※記録計の保存期間は1年

<運行記録計の活用方法>

- (1)運行記録計により運行状態の分析を行い、乗務員の指導に活用
- (2)運行記録計と乗務記録を確認しながら、速度・距離・時間、及び休憩等に無理がないかどうかを調べ、必要に応じて指導
- (3)制限速度を超えた者、運行速度に著しくムラがある者については、注意指導
- (4)運行記録計装着の義務付け車両で、高速道路走行における制限速度を超えた者については、速度抑制装置に問題が生じているおそれがあるので、運転者と車両のチェック
- (5)過労運転を防止するために、1日当たりの拘束時間の点検と休息期間が適切であるかチェック

【チェックポイント】

- ・運行記録計の装着を義務付けられている車両全てに、装着していますか？
- ・運行記録計の記録をチェックされてますか？
- ・運行記録計の記録を1年間保存していますか？

項目判定
 適 否
 該当しない

※配置している車両全てが、「装着義務車両」でない場合は「該当しない」

【B】 19. 運行管理者の選任・届出及び講習

<「選任」について>

- 事業者は、運行の安全の確保に関する業務を行わせるために、運行管理者資格者証の交付を受けている者から、運行管理者を選任しなければならない。
- 複数の運行管理者を有する営業所にあっては、統括運行管理者を選任しなければならない。

<「届出」について>

事業者は、運行管理者を選任または解任したときは、遅滞なく(遅くとも1週間以内)その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

事業用自動車の両数(被けん引車を除く)	運行管理者数
29両まで	1人
30両から 59両	2人
60両から 89両	3人
90両から119両	4人
120両から149両	5人
150両から179両	6人
180両から209両	7人
210両から239両	8人

<「講習」について>

- 講習には、「基礎講習」「一般講習」「特別講習」の3種類があります。

基礎講習：運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する基礎的な知識の習得

一般講習：運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する最新の知識の習得

特別講習：自動車事故又は輸送の安全に係る法令違反の再発防止を目的とした講習

- 各講習は次の時期に講習を受ける必要があります。

- 新たに選任した運行管理者は、選任届出した日の属する年度に「基礎講習」又は「一般講習」を受講(※基礎講習を受講していない運行管理者は「基礎講習」の受講が必要)
- 死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした場合、貨物自動車運送事業法第33条の規定による処分(輸送の安全に係るもの)の原因となった違反行為をした場合(以下「事故等」といいます)に、事故等があつた日から1年(やむを得ない理由がある場合は1年6月)以内に「特別講習」を受講
- 既に選任されている運行管理者は、最後に受講した年度の翌々年度以後2年度ごとに「一般講習」を受講。

【わが社(営業所)の運行管理者情報】※下記へ氏名と講習受講日を記載しておきましょう。

選任者氏名()	受講日(年 月 日)
選任者氏名()	受講日(年 月 日)
選任者氏名()	受講日(年 月 日)
選任者氏名()	受講日(年 月 日)

【チェックポイント】

- 車両数に応じた「運行管理者」を選任届出されてますか？
- 新たに選任届出した運行管理者は、年度内に講習を受講されてますか？
- 選任されている運行管理者は、2年ごとの講習を受講されてますか？

項目判定

適 不

【B】 20. 整備管理者の選任・届出・研修

<「選任」について>

- 事業者(自動車の使用者)は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関して、特に専門的知識を必要とする整備管理者を選任。
- 自動車運送事業に使用する自動車が5両以上の場合、使用的本拠ごとに、一定の要件を備える者のうちから整備管理者を選任。
- 整備管理者には、次の要件を有する者を選任することができる。
 - (1) 整備の管理をする自動車(二輪を除く)の点検若しくは整備または整備の管理に関して2年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者
 - (2) 自動車整備士技能検定に合格した者
 - (3) 上記と同等の技能として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者

<「届出」について>

事業者は整備管理者を選任した時は、その日から15日以内に地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。※変更した時も同様

<「選任後研修」について>

○整備管理者は、常に整備管理に関する知識・能力の維持に努め、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正・関係通達等を熟知しておく必要があるため、地方運輸局長が行う研修を必ず受講する義務があります。

○受講時期

- ①既に選任されている整備管理者は、最後に受講した年度以後、**2年度ごとに受講**
②新たに選任された整備管理者は、**選任された日の属する年度の翌年度末日までに受講し、以後2年度ごとに受講**(ただし、過去に同一事業者において整備管理者として選任されていた場合(他営業所での選任も含む)は、**選任された日の属する年度内に受講しなければなりません**)

○平成30年10月に受講通知が廃止されましたので、失念防止が重要になります。
貴社整備管理者の受講履歴を自社管理して下さい。

【わが社(営業所)の整備管理者情報】※下記へ氏名と研修受講日を記載しておきましょう。

選任者氏名()	受講日(年 月 日)
選任者氏名()	受講日(年 月 日)
選任者氏名()	受講日(年 月 日)
選任者氏名()	受講日(年 月 日)

【チェックポイント】

- ・人事異動等により整備管理者に変更があった場合、
変更の届出を失念していませんか？
- ・選任されている整備管理者に、2年度ごとの研修を受講されてますか？

項目判定

適 否

【B】 21. 事業計画(事業施設の住所等の状況)

<「住所」「主たる事務所」「役員」等の届出や「営業所」「車庫」等に係る認可申請について>

1. 事業者は、「会社の住所(商業登記簿謄本上の位置)」、「主たる事務所の位置」、「役員」に変更があった場合、届出を遅滞なく行わなければなりません。
2. 事業者は、「営業所位置」「休憩施設位置及び収容能力」「車庫の位置及び収容能力」に変更があった場合、認可を受ける必要があります。
3. 「届出」「認可申請」の区分及び「届出書」「認可申請書」は以下のとおりです。

○事業計画変更届及び認可申請の区分

変更する事項	届出・認可の別
事業者の氏名、名称又は住所	遅滞なく届出
主たる事務所の位置	遅滞なく届出
役員(代表権を有する)	遅滞なく届出
役員(代表権を有しない)	前年7/1~6/30までの間の変更は、毎年7/31までに届出
営業所の名称	遅滞なく届出
営業所の位置	認可申請
行政区域内の営業所の位置	遅滞なく届出
自動車車庫の位置及び収容能力	認可申請
休憩又は睡眠施設の位置及び収容能力	認可申請
事業用自動車の数	事前届出または認可申請

○届出書・認可申請書様式

中部運輸局長 殿 岐阜運輸支局長	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 事業計画変更認可申請書 <input type="checkbox"/> 事業計画変更届出書 <input type="checkbox"/> 施行規則に基づく届出	
変更・届出事項	
<input type="checkbox"/> ①主たる事務所 <input type="checkbox"/> ②営業所 <input type="checkbox"/> ③休憩・睡眠施設 <input type="checkbox"/> ④自動車車庫 <input type="checkbox"/> ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数 <input type="checkbox"/> ⑥利用運送を行うかどうかの別 <input type="checkbox"/> ⑦利用運送の営業所	<input type="checkbox"/> ⑧利用運送の業務の範囲 <input type="checkbox"/> ⑨利用運送の保管施設 <input type="checkbox"/> ⑩利用する事業者の概要 <input type="checkbox"/> ⑪事業の休止 <input type="checkbox"/> ⑫事業の廃止 <input type="checkbox"/> ⑬氏名・名称又は住所 <input type="checkbox"/> ⑭役員 <input type="checkbox"/> ⑯その他

※届出書・認可申請書様式は、
以下から入手できます。

○岐阜運輸支局HPトップの「様式集」



「輸送監査担当」

【貨物】
 - 事業計画変更認可申請
 - 事業計画変更（増車・減車）
 事前届

【自社(営業所)の事業施設状況】※下記に記載しておきましょう。

項目	名称	位置	収容能力
事業者の住所 (商業登記簿謄本上の位置)			
主たる事務所の位置			
営業所の名称及び位置			
休憩施設の位置 及び収容能力			m ²
睡眠施設の位置 及び収容能力			m ²
自動車車庫の位置 及び収容能力			m ²
			m ²

正確な名称・所在地がわからない場合、適正化実施機関へ問い合わせて下さい。 Tel:058-279-3771

【チェックポイント】

- ・届出事項等に失念はありませんか？
- ・特に営業所や車庫に関し、新設又は廃止、面積等の変更がある場合、認可申請が必要です。失念はありませんか？

項目判定
 適 否

【B】 22. 就業規則

1. 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成しなければなりません。

(労働基準法第89条)

- 労働者には、パートタイム労働者や臨時労働者等も含まれます。
- 常時10人未満の労働者を使用する使用者は、就業規則について法的な作成および届出義務はありませんが、人材の確保や従業員との無用なトラブルの未然防止などの効用を考えれば、就業規則を作成しておくことが望されます。

2. 常時10人以上の従業員を使用する事業場において、使用者が就業規則を作成したとき、または、就業規則の内容を変更したときは、従業員代表の意見書を添付して、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません(原則、事業場ごとに届け出)。

(労働基準法第89条、第90条)

＜就業規則作成のメリット＞

- 職場の労働条件と服務規律を明確にすることにより、
- ① 使用者にとっては、職場秩序を確立し、組織的、効率的な企業運営ができます。
- ② 従業員にとっては、労働条件がはっきりし、安心して働くことができます。

【チェックポイント】

- ・就業規則を、管轄する労働基準監督署に届出しなければならない事業場において届出されますか？
- ・事業場が複数ある場合で、本社で一括届出している場合、届出の写しが各事業場に備え付けてありますか？

※労働者が常時10名未満の営業所は「該当しない」

項目判定
 適 否
 該当しない

【B】 23. 労働保険(雇用保険・労災保険)

1. 労働保険とは雇用保険と労災保険を総称したもので、労働者を雇用する事業が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は、保険者(政府)に保険料を納付する義務を負い、被保険者(労働者)は保険事故が生じた場合に保険者に対して保険給付を請求する権利を持つ。

- ・雇用保険：従業員の雇用の安定や就職の促進を目的として作られた保険
- ・労災保険：従業員の業務中や通勤中の事故・災害によって生じた傷病、死亡等に対する保険

2. 適用事業所と加入基準等

- ・労働者を1人でも雇用する場合は、原則、適用事業所となります。
- ・適用事業所に雇用されている労働者は、本人の意思にかかわらず原則として被保険者になります。

※被保険者の加入基準については、以下の＜労働保険加入基準＞を参照下さい。

3. 問い合わせ先 雇用保険 ⇒ ハローワーク 労災保険 ⇒ 労働基準監督署または労働局

■ 労働保険加入の基準 ■

	労災保険(労働者災害補償保険)	雇用保険
基本的な考え方	労働者は、正社員、日雇、パート、アルバイト等、名称及び雇用形態に関わらず、労働の対価として賃金を受けるすべての人が対象となる。	雇用される労働者は原則として被保険者となる。但し、以下は除かれる。 ①季節的事業(4ヵ月以内の期間を予定して行われるもの)に雇用される人 ②昼間学生 ③臨時内職的に雇用される人
パートタイム	全て対象となる。	次の要件を全て満たしていれば、被保険者となる。 ①1週の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上の雇用の見込みがあること ③賃金や労働時間、その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められていること
法人の役員	代表権、業務執行権を有する役員は対象とならない。 役員等であっても、事実上業務執行権を有する役員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている人は対象となる。	原則として役員は被保険者とはならない。但し、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する人(取締役営業部長など)は、服務態度、賞金、報酬等の面から見て、労働者的性格が強く、雇用関係があると認められる人に限り、被保険者となる。 この場合、職安へ「兼務役員雇用実態証明書」の提出が必要である。
事業主と同居している親族	原則として対象とならない。 但し、次の条件を満たしていれば、対象となる。 ①事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②労働時間の管理や賃金の支払が、就業規則等の定めにより、他の労働者と同様になされていること	原則として対象とならない。 但し、次の条件を満たしていれば、対象となる。 ①事業主の指揮命令に従っていることが明確であること ②労働時間の管理や賃金の支払が、就業規則等の定めにより、他の労働者と同様になされていること ③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと この場合、職安へ「同居の親族雇用実態証明書」の提出が必要である。

【わが社(営業所)の労働保険の加入状況】※下記に記載しておきましょう。

○労働保険加入状況チェック表

(人)

	加入対象者	対象者数	加入者数	未加入者数	適用除外の者
運送事業 に係る 管理部門	役員以外の管理者 (運行管理者等)				
	事務員				
乗務員	運転者				

【チェックポイント】

- ・上記「加入基準」「チェック表」により「労働保険加入状況」を点検されましたか？
- ・加入対象者は加入されてますか？
- ・保険料を納付されてますか？

項目判定

適 否

【B】 24. 社会保険(健康保険・厚生年金保険)

1. 社会保険とは、老後の生活、病気、怪我などのリスクから従業員及びその家族の生活を保障するもので、企業や従業員が自由に加入・非加入を決めるものではありません。

・健康保険 : 従業員やその家族の傷病等に対する保険

・厚生年金保険 : 従業員の老後の生活、障害、死亡に対する保険

2. 適用事業所と加入基準等

株式会社などの法人の事業所、または従業員が常時5人以上いる個人の事業所は適用事業所となり、常時使用される人は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、被保険者となる。

※厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。

※被保険者の加入基準については、次頁の＜労働保険・社会保険の加入基準一覧＞を参照して下さい。

3. 問い合わせ先:日本年金機構

■社会保険加入の基準■

健康保険・厚生年金保険	
基本的な考え方	適用事業所に常時雇用される人は、全て被保険者となる。 但し、70歳以上の人には原則として厚生年金保険に入らず、健康保険のみに加入する。 75歳以上になると健康保険の被保険者から外れる(平成20年4月以降、後期高齢者制度に移行するため) 70歳未満の年金受給者でも厚生年金保険に加入する義務がある。
パートタイム	1日または1週間の労働時間及び1ヶ月の労働日数が、同業の業務に従事する通常の従業員の4分の3以上ある場合に、被保険者になる。(なお、500人超の事業所においては4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上②雇用期間が1年以上③賃金月額が8.8万円以上④学生でないに該当する方は適用となる。)
法人の役員	役員は代表者を含め、法人に使用される人として扱われ、被保険者となる。
事業主と同居している親族	被保険者となる。

◆試用期間中の社会保険の取扱いについて：法律上の雇用契約や本人の同意にかかわりなく、常時使用される場合は使用し始めた日から被保険者となる。

【わが社(営業所)の労働保険の加入状況】※下記に記載しておきましょう。

○社会保険加入状況チェック表

(人)

加入対象者	対象者数	加入者数	未加入者数	適用除外の者
役員				
運送事業 に係る 管理部門	役員以外の管理者 (運行管理者等)			
	事務員			
乗務員	運転者			

【チェックポイント】

- ・上記「加入基準」「チェック表」により「社会保険加入状況」を点検されましたか？
- ・加入対象者は加入されてますか？
- ・保険料を納付されてますか？

項目判定

適 否

【C】 25. 事故記録簿

事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車を配置する営業所に3年間保存しなければなりません。

- (1)乗務員の氏名
- (2)自動車の登録番号
- (3)事故の発生日時
- (4)事故の発生場所
- (5)事故の当事者(乗務員を除く)の氏名
- (6)事故の概要(損害の程度を含む)
- (7)事故の原因
- (8)再発防止策

【チェックポイント】

- ・事故が発生した場合、事故記録簿を作成し、
3年間保存してありますか？
- ※点検日より遡って3年間に事故は発生していない場合は、「該当しない」

項目判定

- 適
- 否
- 該当しない

【C】 26. 「事故報告書」

事業者は、その使用する自動車について、自動車事故報告規則の第2条(定義)各号の事故があった場合には、自動車事故報告書を30日以内に3通、その自動車の使用的本拠の位置を管轄する運輸監理部長または運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出しなくてはならない。

※保存期間：事故発生後3年間(貨物自動車運送事業報告規則)

事故(定義)

1. 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両を衝突若しくは接触したもの。
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの。
3. 死者又は重傷者(14日以上の入院を要する傷害で、医師の治療期間が30日以上のもの)を生じたもの。
4. 10人以上の負傷者を生じたもの。
5. 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの。
 - ① 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ② 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ③ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - ④ 原子力基本法第3条第2項に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ⑤ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
 - ⑥ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ⑦ 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの。
7. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの。
8. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
9. 救護義務違反があつたもの。
10. 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの(乗務員以外の者の修理等により運行を再開したものも含む)。
11. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る)。
12. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。
13. 高速道路等において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの。
14. 上記に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

※「下線」を付した事由の事故や、事故に関し報道機関による報道があつた時など社会的影響が大きいと認められる時、また脳疾患・心臓疾患・意識喪失に起因すると思われる事故は、電話・FAX等その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに運輸支局長に速報する必要があります。

【チェックポイント】

- ・上記、事故(定義)に該当する事故がありましたか？
- ・あつた場合、報告期限内に報告されてますか？

※点検日より遡って3年間に自動車事故報告規則に定められている事故が発生していない場合は「該当しない」

項目判定

- 適 否
- 該当しない

【C】 27. 運行管理規程

- 事業者は、運行管理者等が的確かつ円滑に事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者等の職務や権限、並びに事業用自動車の運行の安全に関する業務の処理基準等を定めた運行管理規程を作成しなければなりません。
- 運行管理規程は、少なくとも運行管理者等がその業務を行うに足りる権限を規定し、さらに自社の実態を十分考慮して実施すべき業務等をあらたに加え、運行管理の実施に支障が生じないものにしなければなりません。
- 運行管理規程は、関係法令等の改正があった場合、その内容が規程に反映されていなければなりません。

【チェックポイント】

- ・運行管理規程を制定し備え付けてありますか？
- ・最近の関係法令等の改正があった内容が、規程に反映されたものですか？

項目判定

適 否

当社の制定・改訂年月日 : 年 月 日

【C】 28. 整備管理規程

整備管理者は日常点検の実施方法等の整備管理者の権限（車両法施行規則第32条に掲げる事項）の執行に係る基準に関する規程を定める必要があります。

＜整備管理者の主な権限＞

- | | | |
|------------|-----------|--------------|
| ・日常点検の実施方法 | ・運行の可否の決定 | ・定期点検の実施 |
| ・必要な整備 | ・整備の実施計画 | ・点検・整備記録簿の管理 |
| ・車庫の管理 | ・指導・監督 | |

【直近の主な改正内容】

- 「分解整備」→「特定整備」の改正を反映
- 冬用タイヤの点検整備について明記
- 車輪脱落事故防止対策に関する事項の追記

【チェックポイント】

- ・整備管理規程を制定し備え付けてありますか？

項目判定

適 否

当社の制定・改訂年月日 : 年 月 日

【D】 29. 36協定

1. 労働者を法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させる場合や、法定休日(1週1日または4週を通じて4日)に労働させる場合には、労働組合(労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者)と書面による**協定を予め締結しておかなければならぬ。**
2. 締結した協定は、労働基準監督署に届け出なければならない。

【チェックポイント】

- ・時間外労働がある場合、
36協定を締結し届出していますか？□
- ・締結した協定は期限切れになつていませんか？□

項目判定
 適 否

参考：働き方改革関連法の主な内容と施行スケジュール

法律・内容	年度	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
労働基準法	時間外労働の上限規制 (年720時間)の適用 【一般測】		4月1日から大企業に適用	4月1日から中小企業に適用				→
	時間外労働の上限規制 (年960時間) 【自動車運転業務】							4月1日から適用
	月60時間超の時間外割増賃金引上げ (25%→50%)の中小企業への適用						4月1日から適用	→
	年休5日取得義務化		4月1日から適用					→

【D】 30. 事業報告書 31. 事業実績報告書

事業者は、事業報告書及び事業実績報告書を定められた期限までに運輸支局へ提出する必要があります(貨物自動車運送事業報告規則)。※本社のみ

事業報告書 → 每事業年度経過後100日以内に提出
※3月末決算ならば「7月10日まで」
(事業者の決算月により提出時期が異なる)

事業実績報告書 → 每年4月1日から3月31までの輸送実績について
※7月10日までに提出(全事業者同じ提出期日)

「事業報告書」

事業者番号	
平成 年 月 日	
貨物	
住所	
事業所名	
代表者名	
提出先	国土交通大臣 殿
	運輸局長 殿
(提出先該当欄に○印を記入すること。)	
一般貨物自動車運送事業事業報告書	
貨物利用運送事業事業報告書	
年上・下・全期	
年 月 日から 年 月 日まで	
事業種類	
一般貨物(特別積合せ-有)	鉄道業
一般貨物(特別積合せ-無)	自動車運送事業
貨物利用運送事業	その他事業
(事業種類の該当欄に○印を記入すること。)	

「事業実績報告書」

第4号様式 (第2項固表) (日本工農規格A判4面)							
事業者番号							
区分	一般	特種					
貨物利用登録							
走行者	乗用車	乗用車					
運送者	貨物	貨物					
荷物	電気	荷物					
荷物	荷物	荷物					
事業概況(年3月31日現在)							
事業用台数	乗用車員数	人運転者数	人				
事業内容(前年4月1日から3月31日まで)							
・ダンプによる土砂等輸送	・冷蔵、冷凍輸送						
・基準額と認定車両による長大荷物等輸送	・原木、製材輸送						
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送						
・コンクリートミキサー車による生コンタリート輸送	・その他()						
・危険物等輸送							
輸送実績(前年4月1日から3月31日まで)							
延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメー トル)	実車キロ (キロメー トル)	輸送トン数 (トン)	実運送 (トン)	利用運送 (トン)	営業収入 (千円)
北海道							
東北							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
事故件数(前年4月1日から3月31日まで)							
交通事故件数	重大事故件数	死者数	負傷者数				
備考1) 区分の欄は、該当する事項を△で記入すること。							

※新たに貨物自動車利用運送を行おうとする場合や一般貨物自動車運送事業の営業所新設(増設)、一定の規模以上の増車など、事業拡大となる認可申請を行う場合には両報告書の提出が必須となりますので、提出忘れにご注意下さい。

※報告は主たる事務所(本社)から提出

【チェックポイント】

・報告期限までに提出されていますか? □

※事業報告書及び事業実績報告書を提出すべき営業所でない場合は「該当しない」

○事業報告書のメモ

当社の決算月日: 月 日 報告期限: 月 日

項目判定

- 適 □ 否
□ 該当しない

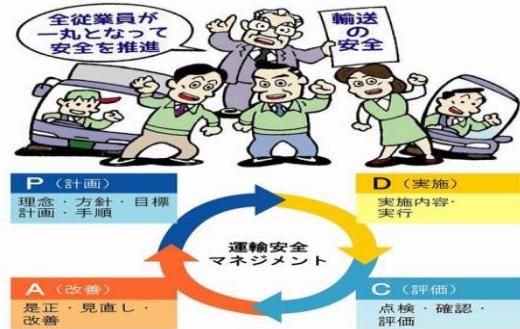
【D】 32. 運輸安全マネジメント

<運輸安全マネジメント制度とは?>

輸送の安全確保は運輸事業の根幹を成すもので、利用者である国民(荷主等)に信頼される輸送サービスの実現には必要不可欠です。「運輸安全マネジメント制度」とは、運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築し、継続的に繰り返すことで「安全意識の浸透」と「安全風土の構築」を目指す取組です。具体的には、

- ・PIAn(計画)
輸送の安全確保を図るための計画を作成する
- ・Do(実施)
作成した計画に基づいて安全対策を実施する
- ・CheCk(評価)
実施した結果、どんな効果があったか評価する
- ・ACt(改善)
改善点を整理しさらに計画を見直し実施する
を繰り返し輸送の安全の向上を図っているものです。

“従業員や荷主に対し「安全意識の浸透」と「安全風土の構築」をアピール”



● P D C A サイクルによる運輸安全マネジメント概念図

1. 運輸安全マネジメントの実施の徹底と安全に関する情報の公表・義務

全事業者は、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントの実施により絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。その上で、安全規則に基づき輸送の安全にかかる情報を、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対して公表しなければなりません。

2. 事業者が公表する内容

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数及び類型別の事故件数)
- ④ 安全管理規程(※安全管理規程義務付け事業者のみ)
- ⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ⑥ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑦ 輪送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧ 輪送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき
講じた措置及び講じようとする措置
- ⑨ 安全統括管理者に係る情報
(※安全管理規程義務付け事業者のみ)
- ⑩ 安全規則に基づく行政処分を受けた時は、その「処分内容」
及び「改善報告書」

※安全管理規程義務付け事業者

→事業用自動車を200両以上保有する事業者(H30.4より)

<公表の様式例>

運輸安全マネジメント 情報公開用ボード 会社名															
輸送の安全に関する基本方針(平成 年 月～平成 年 月)															
輸送の安全に関する目標															
目標達成のための計画・取り組み															
今日の事故防止 一日実践項目															
月 無事故折頃 安全録十字															
連続無事故目標日数		1 2		3 4		5 6		7 8		9 10 11 12		連続無災害目標日数			
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	日	1	2
↓	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	↓	25	26
連続無事故日数		27		28		29		30		31		連続無災害日数			
日	27	28	29	30	31							日	27	28	
前事業年度(平成 年 月～平成 年 月)における															
○ 安全に関する目標達成状況															
○ 事故に関する統計															
社団法人 岐阜県トラック協会 (運輸事業振興助成交付金会計)															

【チェックポイント】

- ・上記「2. 事業者が公表する内容」を定め公表されてますか?
- (公表手段:自社HP・広報誌、報道機関へのプレス発表、営業所等自社施設への掲示)

項目判定

適 不適

<自主判定>



事業者の皆さん(社長さん)！ 点検の結果はどうでした？

点検項目によっては、荷主の協力や理解が必要となる項目(「【A】1. 点呼」や「【A】8. 過労運転」)もあるかと思いますが、まずは、**自社で管理できる項目を確実に管理していくことから始めましょう。**

自社でできる管理項目を確実に実施していくことは、法令遵守の観点や、**行政処分量定のリスク軽減、巡回指導の総合評価アップにつながるのか…了解**



では、ためしに、全体的な評価を「自主判定」してみましょう。

1. 各項目ごとの最後の「チェックポイント(□)」の「適」(■)の数を集計し、「適」の比率を算出して下さい。

【点検結果集計表】

A	1. 点呼	適・否
	2. 乗務記録	適・否
	3. 運行指示書 (運行指示書の作成が必要な運行がある場合)	適・否・該当しない
	4. 健康状態の把握(健康診断)	適・否
	5. 乗務員への指導教育	適・否
	6. 日常点検	適・否
	7. 定期点検	適・否
	8. 過労運転	適・否
	9. 営業類似行為	適・否
	10. 名義貸し・事業の貸渡し	適・否
B	11. 過積載運行	適・否
	12. 運転者台帳	適・否
	12-2. 新たに運転者を雇用した場合に確認する事項	適・否・該当しない
	13. 新規雇用運転者の事故歴の把握	適・否・該当しない
	14. 特定運転者への適性診断	適・否・該当しない
C	15. 特定運転者への特別指導	適・否・該当しない
	16. 車両台帳	適・否
	17. 配置車両数	適・否
	18. 運行記録計 (装着義務のある車両を配置している場合)	適・否・該当しない
	19. 運行管理者の選任・届出・講習	適・否
D	20. 整備管理者の選任・届出・研修	適・否
	21. 事業計画 (事業施設の住所等の状況)	適・否
	22. 就業規則 (常時10人以上の労働者を使用する事業所)	適・否・該当しない
	23. 労働保険 (雇用保険・労災保険)	適・否
	24. 社会保険 (健康保険・厚生年金保険)	適・否
	25. 事故記録簿 (事業用自動車に係る事故が発生した場合)	適・否・該当しない
	26. 事故報告書 (事故報告規則に定める事故を起こした場合)	適・否・該当しない
	27. 運行管理規程	適・否
	28. 整備管理規程	適・否
	29. 36協定	適・否
	30. 事業報告書 (本社営業所のみ)	適・否・該当しない
	31. 事業実績報告書 (本社営業所のみ)	適・否・該当しない
	32. 運輸安全マネジメント	適・否

①「適」の数：

個

個

】

$$\text{①} \div (\text{①} + \text{②}) = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

②点検項目の数：

個

個

③該当しないの数：

個

2. 算出した「適」の比率を下表で確認



「適」の比率は何パーセントでしたか？
【総合評価】の表で見てみましょう。

【総合評価】「適」の比率

A評価：90%以上

B評価：80%以上～90%未満

C評価：70%以上～80%未満

D評価：60%以上～70%未満

E評価：60%未満

★イメージ
A評価：健康



B評価：経過観察



C評価：再検査



D評価：要精査

E評価：入院、治療

わが社の総合評価

評価

いかがでしたか？総合評価はあくまでも点検時の**目安**です。

大切なことは、**年間を通じた定期的なチェック**を行うことです。
(別添「トラドック年間チェック表」)

定期的なチェックにより、管理状況(健康状況)が常に把握できるため、
国の監査や巡回指導に対し慌てずに対応ができますよ。

トラドック年間チェック表

チェック項目		※ <input type="checkbox"/> の項目は巡回指導の重点項目			最初の点検：4月 日 5月 日		
<A：毎月チェックする項目>		※該当しない項目には「ー」を					
1. 点呼（業務前、中間、業務後）	対面点呼実施状況	<input type="radio"/> ：実施	<input type="checkbox"/> ：否	<input type="radio"/>			
※1年保存	運営者：1／3以上の実施状況	<input type="radio"/> ：実施	<input type="checkbox"/> ：否	<input type="radio"/>			
	中間点呼実施状況（中間点呼が必要となる場合）	<input type="radio"/> ：実施	<input type="checkbox"/> ：否	<input type="radio"/>			
2. 業務記録（運転日報）	業務後点検・整理・保存状況	<input type="radio"/> ：実施	<input type="checkbox"/> ：否	<input type="radio"/>			
※1年保存	作成状況（運行指示書が必要となる運行の場合）	<input type="radio"/> ：作成	<input type="checkbox"/> ：未作成	—			
3. 運行指示書	対象者の受診状況（名）	9名：前年6/1受診			9名済		
※1年保存	内、深夜業務従事対象者（名）の受診状況	5名：前年6/1、12/1受診			9名済		
4. 健康状態の把握（健康診断）	対象者（名）	9名					
※5年保存	出席者（名）	9名実施済					
5. 業務員指導教育（一般）	実施・整理・保存状況	<input type="radio"/> ：実施	<input type="checkbox"/> ：否	<input type="radio"/>			
※3年保存				<input type="radio"/>			
6. 日常点検	点検の実施・記録簿（写）の保管状況	<input type="radio"/> ：実施	<input type="checkbox"/> ：否	<input type="radio"/>			
※1年保存	実施車両数（両）	8両					
7. 定期点検	実施車両数（両）	8両					
※記録簿本通は車両へ備付	改善基準告示の遵守状況	<input type="radio"/> ：遵守	<input type="checkbox"/> ：未遵守	<input type="radio"/>			
8. 過労運転				<input type="radio"/>			
9. 営業類似行為（白トラ）	白トラ利用の有無	なし					
10. 名義貸し、事業の貸渡し	名義貸し等の有無	なし					
11. 過積載運行	過積載運行の有無	なし					
<B：変更があった場合にチェックする項目：人・車両・事業施設等>		※該当しない項目には「ー」を					
12. 運転者台帳（従業員台帳）	現在の選任運転者数の状況（名）	9名			11名		
	現在の台帳作成・変更・保存状況（退職者は3年間保存）	9名分作成済			2名		

では、次頁で
「トラドック年間チェック表」
の点検方法について
お伝えします。



Step 3 / Step 4

<「トラドック年間チェック表」による定期（毎月）点検方法>

①P4~33までの点検を実施後、
その点検結果の内容を
「年間チェック表」の「最初の点検」欄
(赤枠)へ記入(転記)して下さい。

②定期点検は4つに区分されてますので区分に応じた点検を行ってください。

点検の記載方は□や「○」や「-」等、
適宜の方法で構いません。
内容に変更があった場合、記載例を参考に記載して下さい。
(※管理し易い記載方で構いません)

【留意点】

変更された項目によっては、「複数の項目」が関係してくる場合があります。

【例】

入社した運転者(2名)が、「初任運転者」や「高齢運転者」に該当する場合などは、

選任運転者数や台帳の作成状況のほか、

「雇入時の健康診断」

「適性診断」

「指導・教育」

「事故歴」

「社会保険・労働保険」

の状況も点検する必要があります。

③項目によっては失念防止するための「今後の予定表」として活用できます。

【例】

・運行管理者講習や整備管理者研修の受講予定日を記載。

・健康診断の受診予定月の記載 等

※「年間チェック表」は、いつでも状況把握ができるよう事務所内へ掲示し、「見える化」して下さい。

トラドック年間チェック表					
チェック項目		※ [] の項目は巡回指導の重点項目		最初の点検: 4月 日 5月 日 6月 日	
<A: 每月チェックする項目>					※該当しない項目には「-」を
1. 点呼(乗務前、中間、乗務後)	※1年保存	対面点呼実施状況	○: 実施 X: 否	○	
		運営者: 1人以上の実施状況	○: 実施 X: 否	○	
2. 乗務記録(運転日報)	※1年保存	中間点呼実施状況(中間点呼が必要となる場合)	○: 実施 X: 否	○	
3. 運行指示書	※1年保存	作成状況(運行指示書が必要となる運行の場合)	○: 作成 X: 未作成	-	
4. 健康状態の把握(健康診断)	※5年保存	対象者の受診状況(名)	9名: 前年6/1受診	9名済	
5. 乗務員指導教育(一般)	※3年保存	内、深夜業務実務対象者(名)の受診状況	5名: 前年6/1、12/1受診	9名済	
6. 日常点検	※1年保存	対象者(名)	出席者(名)	9名	9名実施済
7. 定期点検	※1年保存 ※記録簿本通は車両へ備付	実施・整理・保存状況	○: 実施 X: 否	○	
8. 通勤運転		点検対象車両数(両)	8両		
9. 営業類似行為(白トラ)		実施車両数(両)	8両		
		改善基準告示の遵守状況	○: 遵守 X: 未遵守	○	
		白トラ利用の有無		なし	

トラドック年間チェック表					
チェック項目		※ [] の項目は巡回指導の重点項目		最初の点検: 4月 日 5月 日 6月 日	
<B: 変更があった場合にチェックする項目: 人・車両・事業施設等>					※該当しない項目には「-」を
12. 運転者台帳(従業員台帳)		現在の選任運転者数の状況(名)	9名	11名	
		現在の台帳作成・変更・保存状況(退職者は3年間保存)	9名分作成済	2名	
新しく運用した運転者	新たに雇用した運転者(名)		-	2名	
	台帳の作成状況		-	2名作成	
	健康診断	雇入時の健康診断受診状況	-	2名受診	
	初任	適性診断対象者(名)	-	1名: 戦隼一郎	
		実施状況	-	5/20受診	
	指導教育	初任運転者の指導対象者(名)	-	1名: 戦隼一郎	
		実施状況	-	5/21-22 実施	
	高齢者	適性診断対象者(名)	-	1名: 美濃次郎	
		実施状況	-	5/20受診	
	事故	高齢運転者の指導対象者(名)	-	1名: 美濃次郎	
	意起者	実施状況	-	5/21実施	
24. 社会保険(健康保険・厚生年金保険)	特定診断(事故惹起)対象者(名)		-		
	適性診断	実施状況	-		
	指導教育	事故惹起者の指導対象者(名)	-		
		実施状況	-		
13. 新規登用運転者の事故歴の把握	運転記録証明書等の取得状況(過去3年分)		-	2名取得	
23. 労働保険(雇用保険・労災保険)	加入対象者(名)		12名	14名	
	加入状況(名)		12名	14名	
	通用除外者(名)		なし		
24. 社会保険(健康保険・厚生年金保険)	加入対象者(名)		14名	16名	
	加入状況(名)		14名	16名	
	通用除外者(名)		なし		

トラドック年間チェック表

チェック項目		※該当しない項目には「ー」を											
※該当する項目には「○」を		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<A:毎月チェックする項目>		※該当しない項目には「ー」を										記載例	
1. 点呼（乗務前、中間、乗務後）	※1年保存	対面点呼実施状況 運営者：1/3以上の実施状況	○：実施 ×：否	○									
2. 乗務記録（運転日報）	※1年保存	中間点呼実施状況（中間点呼が必要となる場合）	○：実施 ×：否	○									
3. 運行指示書	※1年保存	乗務後点検、整理・保存状況	○：実施 ×：否	○									
4. 健康状態の把握（健康診断）	※5年保存	対象者の受診状況（名） 内、深夜業務従事対象者（名）の受診状況	9名：前年6/1受診 5名：前年6/1、12/1受診 9名済 9名済										
5. 乗務員指導教育（一般）	※3年保存	対象者（名） 出席者（名）	9名 9名実施済										
6. 日常点検	※1年保存	実施・整理・保存状況	○：実施 ×：否	○									
7. 定期点検	※1年保存 ※記録簿本通は車両へ備付	点検の実施・記録簿（写）の保管状況	点検対象車両数（両） 実施車両数（両）	8両 8両									
8. 適用運転		改善基準告示の遵守状況	○：遵守 ×：未遵守	○									
9. 営業類似行為（白トラ）		白トラ利用の有無		なし									
10. 名義貸し、事業の貸渡し		名義貸し等の有無		なし									
11. 過横載運行		過横載運行の有無		なし									
<B:変更があった場合にチェックする項目：人・車両・事業施設等>		※該当しない項目には「ー」を											
12. 運転者台帳（從業員台帳）		現在の選任運転者数の状況（名） 現在の台帳作成・変更・保存状況（退職者は3年間保存）	9名 9名分作成済	11名 2名									
12-2. 新たに運転者を雇用した時の確認事項		新たに雇用した運転者（名）	—	2名									
※当項目は巡回指導で指摘が多いため注意 ※項目「23」「24」と同様		台帳の作成状況	—	2名作成									
※ポイント 新たに雇用する運転者が、 初任運転者の指導・教育をする者が否か 高齢運転者に該当するか否か 事故原因者に該当するか否か →「トラドック（解説書）」P59～60参照		健康診断	雇入時の健康診断受診状況	—	2名受診								
		初任	初任診断対象者（名）	—	1名：岐阜一郎								
		適性診断	実施状況	—	5/20実施								
		指導教育	初任運転者の指導対象者（名）	—	5/1岐阜一郎								
		高齢者	実施状況	—	5/21-22実施								
		適性診断	運転診断対象者（名）	—	1名：美濃次郎								
		指導教育	実施状況	—	5/20実施								
		事故原因者	特段診断（事故惹起）対象者（名）	—									
		高齢者	実施状況	—									
		指導教育	事故惹起者の指導対象者（名）	—									
		運転記録証明書等の取得状況（過去3年分）	—	2名取得									
13. 新規雇用運転者の事故歴の把握		高齢者	認証診断対象者（名）	—									
14. 特定運転者への適性診断		高齢者	実施状況	—									
15. 特定運転者への特別指導		高齢者	特定診断（事故惹起）対象者（名）	—									
16. 車両台帳		高齢者	実施状況	—									
17. 営業所ごとの配置車両		在籍運転者	配置車両数の状況（両）	増車（両） 減車（両） 補車（両）	— — —	8両 2両	10両						
18. 運行記録計	※1年保存	台帳の作成・変更状況	8両分作成済	2両作成		普通8両	小型2両						
19. 運行管理者の選任・届出及び研修		在籍運転者	装着状況	8両 8両	0両 0両								
※選任者と研修年度の把握 ※研修は2年度に一度			装着済み車両数（両）	—									
20. 整備管理者の選任・届出及び研修		在籍運転者	現在の選任運行管理者名	研修該当年度	変更後の管理者名記入欄	今年度講習対象者	受講済						
※選任者と研修年度の把握 ※研修は2年度に一度			講習該当年度	—		運輸太郎（6月受講予定）							
21. 事業計画（事業施設の住所等の状況）		在籍運転者	現在の選任整備管理者名	研修該当年度	変更後の管理者名記入欄	今年度研修対象者	受講済						
主たる営業所			変更なし			運輸太郎（11月受講予定）							
営業所			変更なし										
体験運転室			変更なし										
自動車車庫			変更なし										
22. 就業規則		変更・届出（必要時）	履歴（○〇労働基準監視署）										
※提出義務：常時雇用する従業員10人以上													
23. 労働保険（雇用保険・労災保険）		加入対象者（名）	12名	14名									
※被出義務：常時雇用する従業員10人以上		加入状況（名）	12名	14名									
※項目「12」「12-2」と同様		適用除外者（名）	なし										
24. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）		加入対象者（名）	14名	16名									
※項目「12」「12-2」と同様		加入状況（名）	14名	16名									
適用除外者（名）		なし											
<C:事故や法改正があった場合にチェックする項目>		※該当しない項目には「ー」を											
25. 事故記録簿		事故が発生した時の作成等の状況				備付済	作成済						
26. 事故報告書	※3年保存	該当事故（解説書P29参考）が発生した時の作成・報告等の状況	—				6/10 報告済						
27. 運行管理制度		必要時（法改正など）の作成・変更等の状況				備付済							
28. 整備管理制度		備付済											
<D:一定の時期にチェックする項目（年1回）>		※該当しない項目には「ー」を											
29. 3.6定期		有効期限：令和元年 月 日				届出済							
30. 事業報告書（本社営業所のみ）		報告期限：毎事業年度経過後100日以内				準備中		5/10 報告済					
31. 事業実績報告書（本社営業所のみ）		報告期限：毎年7月10日				準備中		5/10 報告済					
32. 運輸安全マネジメント		①基本方針 ②安全に関する目標、計画 ③公表				公表済							

○最初の点検後、7月までの記載例

<会社の概要>

・本社及び主たる事務所の位置：岐阜市内

・組織体制（7月末で総勢16名）

社長 1名

専務 1名（役員兼運転者）

運行管理者 2名（運輸太郎・国土花子）

→運輸太郎は今年度受講対象（6月）

→国土花子は昨年度受講のため今年度は対象外

整備管理者 1名（運輸太郎）

→今年度受講対象（11月）

事務員 1名

専属運転者 10名（5月に2名入社）

⇒専務も業務するため選任運転者は11名

5月入社の新人運転者の内、
・1名（岐阜一郎）は25歳で ドライバー経験なし。

・1名（美濃次郎）は66歳で 過去（1年前）にドライバー経験あり。

・車両数：普通8両（大型）・小型2両

※小型2両は5月に増車

・「車庫収容能力変更」：6月

・決算月：3月末

・中間点呼の必要な運行なし

・事故報告規則に基づく事故歴

「予定表」として活用

< 「トラドック」の電子データの入手先 >

【岐ト協HP トップページ】

The screenshot shows the homepage of the Gifu Truck Association. At the top, there's a green banner with a truck icon, the association's name, and a yellow cartoon truck character. A red callout box on the right side contains the text "トラドック2023 ※近日中にHPを改訂します". Below the banner, there's a video player showing a woman in a blue shirt. To the left of the video are two buttons: "新型コロナウイルス 関連情報等" and "一般貨物自動車運送事業 標準的な運賃について". A large red circle highlights a section of the page featuring the title "トラドック‘2022’" and an illustration of two people at a desk. A blue curved arrow points from the bottom of this highlighted section down to another screenshot below.

This screenshot shows the "Truck Dokk" section of the website. It features the title "トラドック‘2022’" in large orange letters, with "事業者(所)概要書 Ver. II" above it. Below the title are illustrations of two people working at a desk with documents. A red circle highlights a list of related documents at the bottom of the page, which includes "①トラドック‘2022’(冊子)", "②「トラドックによる点検の実施方法」", and "③トラドック年間チェック表及び記載例".

☆「トラドック等」の書面

- ①トラドック"2023"(解説書)
- ②トラドックによる点検の実施方法
- ③トラドック年間チェック表及び記載例

＜参考資料＞

※次ページからの参考資料は概略ですので、
詳細は各々のページにあるURLやQRコード
よりご確認下さい。

令和4年度の法令等の主な改正状況

遠隔点呼が実施できるようになりました

施行: R4.4.1

https://jta.or.jp/member/anzen/tenko_dvd.html

【遠隔点呼とは】

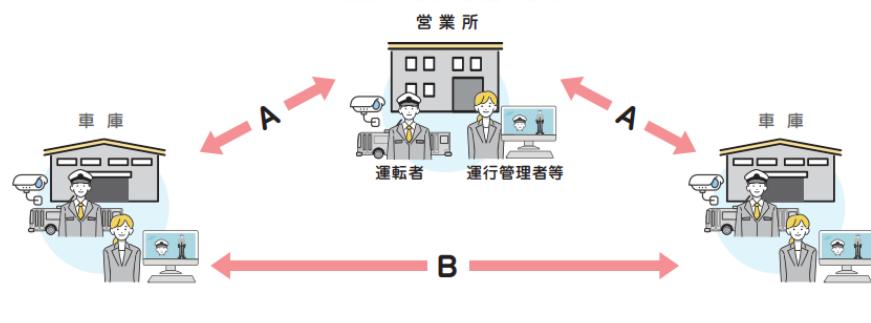
事業者が要件を満たす機器・システムを用い、遠隔拠点間で行う点呼

「使用する機器・システム」、「実施する施設・環境」が要件を満たしていることが確認され、「運用上の遵守事項」を適切に運用する限りにおいて、遠隔点呼が実施できるようになります。

遠隔点呼を実施しようとする事業者は、開始予定月に応じた提出期限までに、遠隔点呼実施営業所等及び被遠隔点呼実施営業所等を管轄する運輸支局長等に申請書類を提出し、承認を受ける必要があります。
※承認にあたり、運輸支局等による現地確認等を行うことがあります。

- Gマーク営業所及び輸送の安全確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限らず実施可能
- 運転者が所属する営業所の運行管理者等(運行管理者又は補助者)との対面点呼として取扱いができる
- Gマーク営業所等が実施できる従来の「IT点呼」も引き続き利用可能

営業所内



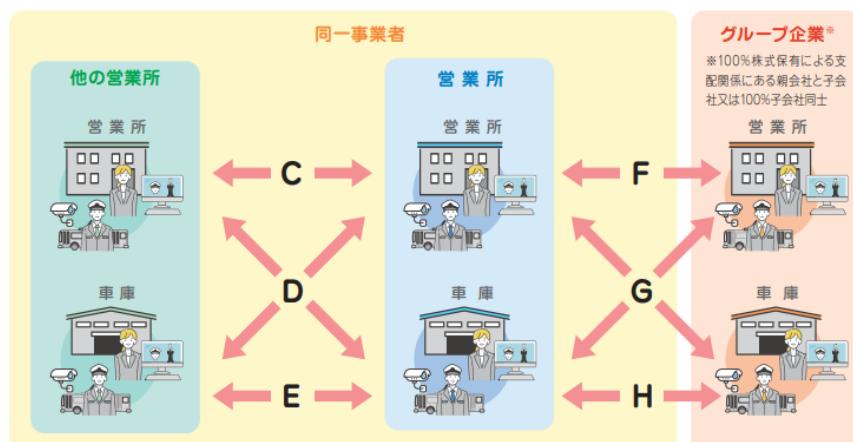
遠隔点呼を行う運行管理者等の注意点



- 運行管理者等が所属する営業所が適切に管理する機器・システムを使用して遠隔点呼を実施
- 遠隔点呼の際、運行管理者等は運転者の所属する営業所名及び運転者が遠隔点呼を受ける場所を確認

営業所等間

同一事業者



グループ企業*

*100%株式保有による支配関係にある親会社と子会社又は100%子会社同士

遠隔点呼を受ける運転者の注意点



- 遠隔点呼を受ける運転者が所属する営業所が適切に管理する機器・システムを使用して遠隔点呼を受ける

詳細QRコード



令和4年度の法令等の主な改正状況

自動車事故報告書等の取扱要領の一部改正について

施行: R4.4.1

運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事故については、「自動車事故報告書等の取扱要領」により報告するよう指導されていますが、睡眠時無呼吸症候群(SAS)が原因と疑われる事故について、報告がされていない状況です。

このような状況を鑑み、睡眠時無呼吸症候群(SAS)が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故が発生した場合、自動車事故報告書の「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記し報告するよう改正されました。

【新】

自動車局長	
自動車事故報告書等の取扱要領	
1～10	(略)
1 1	運転者の健康状態に起因する事故 規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。また、「推定原因」に事故の原因として疑われる疾病名を明記させるように指導すること。 ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。 睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、規則第2条第9号に該当する事故として報告させるよう事業者等を指導すること。「睡眠時無呼吸症候群が疑われる」とは、過去に同疾病と診断されたことがあり治っていないもの、又は「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」(平成27年8月国土交通省自動車局)に記載のSASの症状があるものをいう。
1 2～1 3	(略)
附 則 (令和4年3月23日付け国自安第181号、国自整第296号) 改正後の通達は、令和4年4月1日から施行する。	
別 表1	(略)
別 表2	(略)
別 表3	(略)

【旧】

自動車局長	
自動車事故報告書等の取扱要領	
1～10	(略)
1 1	運転者の健康状態に起因する事故 規則第2条第9号に該当する事故が発生した場合には、別表2に掲げる調査事項を調査のうえ提出させるよう事業者等を指導すること。 ただし、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生した場合には、規則第4条第1項の規定に準じ、速報させるよう事業者等を指導すること。 睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故においては、規則第2条第9号に該当する事故として報告させるよう事業者等を指導すること。「睡眠時無呼吸症候群が疑われる」とは、過去に同疾病と診断されたことがあり治っていないもの、又は「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」(平成27年8月国土交通省自動車局)に記載のSASの症状があるものをいう。
1 2～1 3	(略)
別 表1	(略)
別 表2	(略)
別 表3	(略)

令和4年度の法令等の主な改正状況

基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)の一部改正

施行: R4.4.1

https://jta.or.jp/member/anzen/kijun_kanwa_kaisei2022.html

基準緩和自動車の重大事故の発生状況を踏まえ、申請者の負担軽減等を図る観点から、「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正を行うほか、所要の改正を行い、一定の要件を満たす長大又は超重量物を輸送するセミトレーラの基準緩和認定の期限を延長するとともに申請書面の簡素化を図ります。



■改正概要

(1)提出書面の一部改正

各様式の集約化等、提出必要書面の見直しにより申請書面を簡素化。

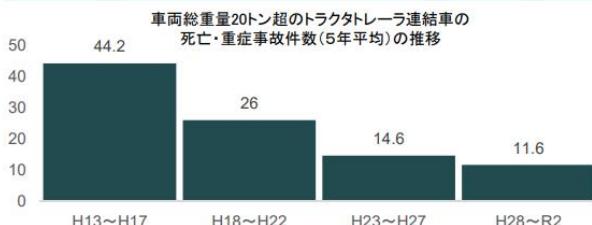
(2)継続緩和における緩和の期限の一部改正

[1] 安全運行体制や法令遵守体制が徹底されていると認められる安全性優良事業所認定(Gマーク)を受けている事業所に使用の本拠の位置を有する自動車の継続緩和申請について、緩和の期限を現行の4年から無期限に延長。

※安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合には、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

[2] その他の継続緩和について、重大事故が減少していることから、緩和の期限を現行の2年から4年に延長。

基準緩和自動車の事故実態を踏まえ、緩和の期限を延長



●**安全性優良事業所認定(Gマーク)を受けた貨物運送事業所**が申請する継続緩和について、**期限を無期限化**。

※ 安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

●**その他の継続緩和も、期限を現行の2年から4年に延長。**

基準緩和の期限の改正

	現行	改正
要件を満足する自動車	新規: 2年 初回の継続: 3年 2回目以降: 4年	新規: 2年 継続: 無期限
その他の自動車	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 4年

<要件>

Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

申請提出書面の一部簡素化、変更申請を届出制に変更

- 各種様式を見直し、集約化・簡素化
 - ・誓約書、宣誓書を申請書に集約
 - ・添付書面の削減



- 変更申請を届出制に変更し即日対応とする
これまで変更申請として扱っていた名称や使用の本拠の位置の変更等について、届出制することで審査期間の大幅な短縮により申請者の利便性向上を図る。

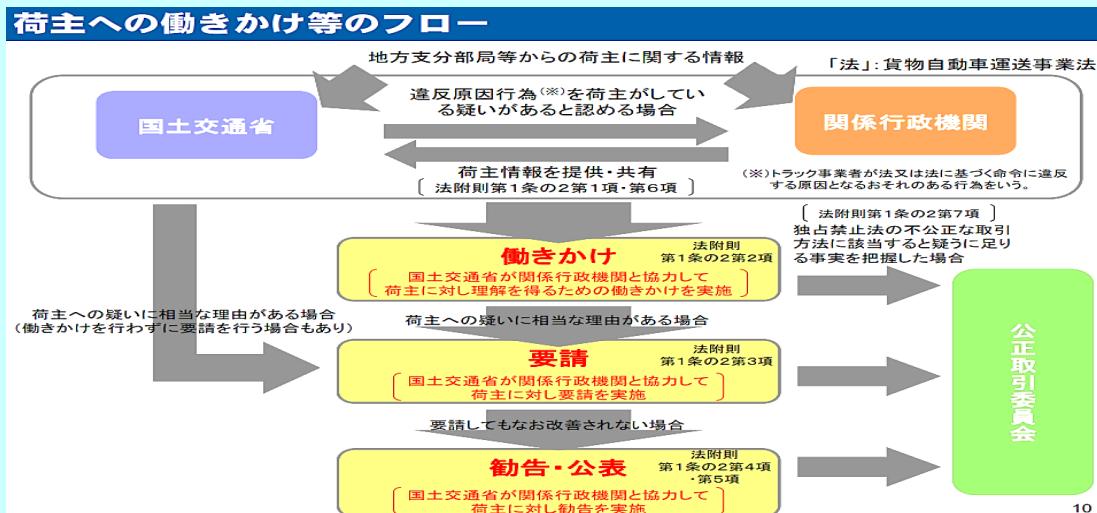


令和4年度の法令等の主な改正状況

国土交通省と適正化実施機関の連携強化(違反原因行為の疑いがある荷主等の情報収集)

施行:R4.4.19

貨物自動車運送事業法附則第1条の2に定める違反原因行為を行っている疑いのある荷主等の情報収集に努める要請に伴い、巡回指導等において国交省における荷主等の違反原因行為に係る情報収集の取組の紹介と共に、事業者から違反原因行為に係る情報提供があった場合は、定例会議等で管轄運輸支局に報告するよう要請がありました。



10

「違反行為に」該当しうる荷主の行為の例

- 過労運転防止義務違反を招くおそれがある行為として、荷主の荷さばき場において、荷主都合による長時間の荷待時間を恒常に発生させているような行為
- 過積載運行を招くおそれがある行為として、積込み直前に横子量を増やすように指示するような行為
- 最高速度違反を招く恐れがある行為として、適切な運行では、間に合わない到着時間が指定されるような行為
- 輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状態で運行を強要するような行為

荷主に対する働きかけを実施する場合の考え方

- トラック事業者に対する貨物自動車運送適正化実施機関における巡回指導や、国土交通省が実施する監査において、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合
- 貨物自動車運送事業法本則に基づく荷主勧告制度による協力要請等を受けたことがあり、引き続き売伴原因行為をしている疑いがあると認められる場合
- 国土交通省や関係行政機関、地方運輸局等に対し、違反原因行為に関する同様の情報等が度々寄せられ、違反原因行為をしている疑いがあると認められる場合

【国土交通省HP】違反原因行為を行っている荷主情報収集目安箱

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>



令和4年度の法令等の主な改正状況

乗務後自動点呼が可能になりました

R5.1.1

https://jta.or.jp/member/anzen/tenko_dvd.html

■背景

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、運転者に対し原則対面により点呼を行うこととされていますが、今般、点呼機器により自動で点呼を行うための要件や機器の認定制度を創設し、令和5年1月より、乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことができるようになります。これにより、運行管理の高度化による安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

■概要(実施方法)

1. 認定機器の準備

乗務後自動点呼を行おうとする事業者は、実施要領の規定に基づき認定を受けた機器であり、有効期間内のものを用いる事等により実施できる。

2. 運輸支局長へ事前の届出

乗務後自動点呼要領に基づき、必要な事項を制にしたうえで運輸支局長等へ事前届出を行う。

※認定機器は、国交省ウェブサイトで公表。

令和5年1月～：乗務後自動点呼運用開始

乗務後自動点呼

自動点呼機器（ロボット等）に点呼時の確認、指示項目を代替させて点呼を実施

<主な効果>

- 人的ミスの減少による点呼の確実性の向上
- 運転者・運行管理者的長時間労働の是正
- 新型コロナウイルス等感染症の予防

点呼支援機器 運転者



点呼

運転者



運行管理者

自動点呼のイメージ

詳細QRコード



令和3年度：機器要件等のとりまとめ
令和5年1月～：乗務後自動点呼制度運用開始

令和4年度の法令等の主な改正状況

- 時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率が50%に変わります

【R5.4.1】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>



(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕		
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕		
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

- 時間外労働の上限が年960時間となります【施行：R6.4.1】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html

令和6年4月以降、自動車運転者は、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。

○一般の労働者と異なり、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制及び、時間外労働が月45時間を超えることができる年6ヶ月までとする規制は適用されません。



※ 自動車運転の業務に従事する労働者は、
別途、運転時間や勤務間インターバルについて定めた
「改善基準告示」を遵守する必要があります。

令和4年度の法令等の主な改正状況

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正について

【公布:R4.12.23／施行:R6.4.1】 https://jta.or.jp/member/rodo/mhlw_kaizen.html



1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間		13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物の場合(※1)、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息時間		継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
連続運転	2日平均1日：9時間以内	2週平均1週：44時間以内
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休息を与える(1回おおむね継続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連續しない 【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象		予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2、3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(連続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期しない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ※3：異常気象(警報発表時)に遭遇し、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例		分割休息(継続9時間以上の休息を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・3分割が連續しないよう努める ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度
		2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息時間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベット)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可能(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必須) ・さらに8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
		隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間未満、休息時間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない
	フェリー	・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリーライフ時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリーライフ時刻から次の勤務が開始される
休日労働		休日労働時間は2週間に1回をこえない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

令和4年度の法令等の主な改正状況

自動車検査証が電子化されました

令和5年1月4日より自動車検査証が電子化され(A6サイズに変更)、必要最小限の記載事項を除き、その他の情報は車検証の右端に貼付のICタグに記録されます。

※券面に表示されない事項(ICタグに記録)

●有効期間の満了日 ●所有者の氏名・住所 ●使用者の住所 ●使用の本拠の位置 など

ICタグ記録を確認するには?(車検証閲覧アプリ)

電子車検証の券面に記載されない情報は、車検証閲覧アプリを活用し、ICタグ記録情報の確認ができます。「自動車検査証記録事項」の出力・保存も可能です。

車検証閲覧アプリの導入方法

①スマートフォン(iOS、Android) ※NFC対応

②PC(Windows) + ICカードリーダー

車検証閲覧アプリは「電子車検証特設サイト」からインストールできます。



自動車検査証記録事項の入手方法

①車検証閲覧アプリによる出力・印刷

②電子車検証交付時の配付(当面の間のみ)(※)

(※)令和5年1月から2~3年の間は、電子車検証交付時に自動車検査証記録事項を発行。

再発行はできませんので、大切に保管して下さい。



ICタグ記録情報を確認するためには、
車検証閲覧アプリの使用が必要です。

※読み取るには電子車検証本体が必要
です。(車検証のコピーは読み取り不可)

電子車検証特設サイト

電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説する目的で、電子車検証特設サイトを開設しています。

「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはどちら(パソコン・スマホ共通)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

↑詳細はこちらをご確認下さい。



- 車検証閲覧アプリの詳細、インストール方法もこちらのサイトに掲載されています。
- 車検証閲覧アプリに関するお問い合わせは、ヘルプデスクでもご案内しています。

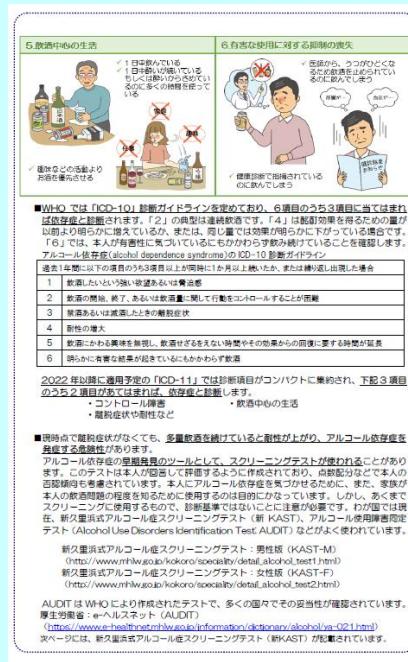
(お問い合わせ) ヘルプデスク Tel 050-5540-2046

令和4年度の法令等の主な改正状況

自動車運送事業者が事業自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの一部改正について

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

- 飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報として、アルコール依存症に関する基礎知識の記載が拡充された他、対応方法の例や治療法等の医学的知見、運送事業者の取組事例が新たに記載されました。【R4.3.25改正】

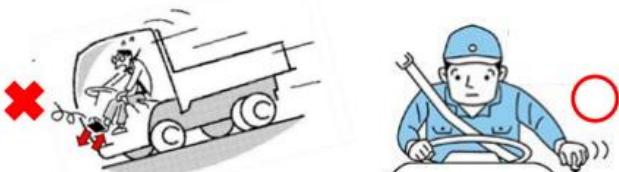


詳細QRコード



- 令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するためマニュアルの一部が改正されました。【R5.1.6改正】

- ① 坂道での適切な運転操作(バス、タクシー、トラック)
- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



- ② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導(バス、タクシー、トラック)
- 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。



令和4年度の法令等の主な改正状況

●「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました

事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が依然として多く発生しています。

その中で、高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続する場合、信号や標識の見落とし等により重大事故を引き起こす可能性が高まります。

国土交通省では、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。【R4.3.29策定】

**自動車運送事業者における
視野障害対策マニュアル
【概要版】**

本マニュアルの狙い

- 運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、交通事故を防ぐために事業者が取り組むべき内容について理解を促す。
- 眼科健診・眼科精密検査と治療、そして受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示し、視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

視野障害 を自覚しないまま運転を継続していると... .

運転や歩行者等を見落として、重大事故を引き起こす原因になりかねません!!

部分的な視野欠損 視野狭窄

視野が見えない 歩行者や自転車が見えない

視野障害の早期発見・治療の継続が重要

＜視野障害の原因疾患＞
2018年、18才以上の視覚障害者手帳取得者 12,505名を調査

視野欠損 28.6%
その他の 31.7%
認知機能障害 4.9%
精神疾患 0.3%
既往歴 12.8%
視野狭窄 14.0%

Morozawa Y et al.: Ann J Occupat Med. 2019; 43: 20-23

早期に発見し、治療を継続することで進行を抑制できる疾患もあり、運転寿命の延伸につながります。

社内での 眼科健診の受診・眼科精密検査の実施 を検討し、運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。

●運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について

令和4年12月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生。

→国交省は、輸送の安全を確保し、同種の事故の再発防止に努めるため通達を発出

【運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について】

(R4.12.8付:国自安第114号)

- 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
- 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。
- 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。



自動車総合安全情報
~自動車の安全な交通を目指して~

○健康管理関係マニュアル

- [事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル](#)
- [自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル](#)
- [自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン](#)
- [自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン](#)
- [自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル](#)



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

令和4年度の法令等の主な改正状況

トラック運送業に係る標準的な運賃の一部として、燃料サーチャージの算出方法等を告示しました

R5.3.1

https://jta.or.jp/member/genyukoto/surcharge_mlit.html

1. 背景

平成30年に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(平成30年法律第96号)に基づき、運賃交渉力の弱いトラック事業者の適正な運賃収受を支援するため、令和2年4月に「標準的な運賃」を告示しました。「標準的な運賃」では、運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年などの経営改善につながる前提を置いて、トラック事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示しています。令和4年末時点で「標準的な運賃」の届出率は52%まで上がりましたが、燃料サーチャージの設定・収受については、「標準的な運賃」の解釈通達においてのみ位置づけられていたため、より広く関係者に周知することが課題とされていました。

2. 概要

今般、燃料サーチャージの設定・収受が「標準的な運賃」制度の一部であることを明示するため、従来「標準的な運賃」の解釈通達である「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」で定められていた燃料サーチャージの算出方法等を、新たに告示として定めることとしました。



○一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

(令和2年4月24日付け国自貨第14号)

改 正	現 行
令和2年4月24日 国自貨第14号 <u>一部改正</u> 令和5年3月1日 国自貨第156号	令和2年4月24日 国自貨第14号
各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長	各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長
自動車局貨物課長 (公印省略)	自動車局貨物課長 (公印省略)
一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について	一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について
1. (略) 2. 具体的な適用方法 標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。 (1)～(8) (略) (9) 燃料サーチャージ 告示Ⅷに規定する燃料サーチャージについては、 <u>一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（燃料サーチャージの算出方法等）を定めた件（令和5年国土交通省告示第147号）</u> の定めるところによる。 (10) (略) 3. (略) 4. (略)	1. (略) 2. 具体的な適用方法 標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。 (1)～(8) (略) (9) 燃料サーチャージ 告示Ⅷに規定する燃料サーチャージについては、別添のとおりとする。 標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を100円として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も100円として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年5月16日最終改定）も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。 (10) (略) 3. (略) 4. (略)

令和
2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・
ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保する
ため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業**
を行う際の参考となる標準的な運賃の告示を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

① トラック輸送の「標準的な運賃」が定められましたリーフレット

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の收受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の告示制度の導入

(令和2年4月24日告示)

法令を遵守して、持続的に事業を行いう際の参考となる運賃の告示

運賃表の種類	距離制運賃		時間制運賃	
地 域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車 型	バン型の車両で設定			
車 种				
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の関係	元請事業者の傭車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			
料金や実費	料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については 標準的な運賃には含まれていない ため、別途受することとされています。			
運賃、料金の適用ルール	<p>運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「運賃料金適用方」として定めます。</p> <p>割 増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増</p> <p>割 引 長期契約、往復割引</p> <p>その他の 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)</p>			
取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定				

地方実施機関による巡回指導の

総合評価



**増車手続きが一部
認可申請となるなど、
事業計画変更手続き
が変わりました。**

※E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のことをいう。



巡回指導の総合評価で「E」を受けた事業所が留意すべき事業計画の変更手続き

令和元年11月1日から、地方実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けることにより、営業所に配置する車両数の変更が届出ではなく認可を受ける必要があるなど、事業計画変更の手続きが一部変更となりました。

営業所に配置する車両数の変更が認可申請となる場合

1

- (1) 減車または増車後の車両数が最低車両数（5両）を下回る場合（靈柩、一般廃棄物、島しょは除く）
- (2) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合
- (3) 以下のいずれかに該当する増車を行う場合
 - イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が貨物運送事業の許可取消後5年を経過しない者である場合
 - ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積違反点数が12点以上である場合
 - ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

E評価を受けた場合に影響を受ける事業計画の変更

2

事業計画の事業規模の拡大となる申請（新たに特別積合せ貨物運送または利用運送を行う場合、営業所の新設（増設に限る）、上記①.(2)の増車、車庫の新設、収容能力の拡大を伴う車庫の位置の変更、運行系統の新設等）については、下記要件を含む一定の要件を満たす必要があり、また、**上記①.(3)ハの増車**についても、これに準じた審査が行われる。

※これ以外にも認可基準があるのでご留意ください。

申請日前3ヶ月間または申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと

（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）

悪質性の高い行為の見られた 営業所に係る速報制度が 強化されました!

悪質性の高い行為の見られた営業所に係る速報制度は、平成25年10月1日に導入され、適正化事業実施機関が行う巡回指導の結果、「点呼を全く行っていない」「運行管理者・整備管理者が全くいない」「定期点検を全く行っていない」営業所は、運輸支局等への速報対象となっています。

令和元年11月1日より速報制度が強化され、巡回指導の総合評価がE評価^{*}で、当該改善結果報告において、「点呼実施が不適切」「過労防止措置が不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれにも未改善事項がある場合、またはいずれも改善期限内に改善結果報告の提出がない場合も、運輸支局等への速報対象となりました。

*E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のこと

速報制度の概要

1 点呼を全く 行っていない

【具体的な要件】

- ①点呼の実施記録が全く保存されていない
- ②点呼の実施記録に係る帳簿に記録が全くされていない

2 運行管理者 整備管理者が 全くいない

【具体的な要件】

- ①選任されている運行管理者が全くいない
 - ②選任されている整備管理者が全くいない
- *運行管理者及び整備管理者の資格者がない場合、法令に基づく届出がされていない場合は、速報対象

3 定期点検を全く 行っていない

【具体的な要件】

- ①定期点検整備記録簿が全く保存されていない
- ②定期点検整備記録簿に記録が全くされていない

4 総合評価がEで、特 定違反項目に未改 善事項がある、また は改善報告がない

【具体的な要件】

- 巡回指導総合評価がEで、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項がある、またはいずれも改善報告がない

速報

運輸支局等



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

③悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果報告書等の強化チラシ(裏面)

運輸支局への報告等

速報事案

- 1 点呼を全く行っていない営業所
- 2 運行管理者・整備管理者が全くいない営業所
- 3 定期点検を全く行っていない営業所
- 4 巡回指導総合評価がE*で、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項がある、またはいずれも改善報告がない営業所

*E評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%未満の判定のこと。

定期報告事案

- 1 巡回指導総合評価がEで、3ヶ月以内に改善報告が行われない、または一部に未改善事項がある営業所
- 2 巡回指導を拒否した営業所
- 3 新規巡回指導で、悪質な事業計画違反が疑われる営業所
- 4 社会保険等未加入、または保険料未納*がある営業所

*令和元年11月1日より施行

相談事案

- 1 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所
- 2 記録の改ざんが疑われる営業所
- 3 巡回指導総合評価がD*で、3ヶ月以内に改善報告が行われない営業所
- 4 その他相談が必要とする事案が認められる営業所

*D評価とは巡回指導の調査結果で、「適」の占める割合が60%以上70%未満の判定のこと。

速報事案に係る行政処分基準

事業停止処分

「点呼を全く行っていない」、「定期点検を全く行っていない」、「運行管理者が全くいない」または「整備管理者が全くいない」場合は、それぞれ30日間（運行管理者が全くないことににより点呼を全く行っていない場合は、合わせて30日間）の事業停止処分

許可取消処分

巡回指導総合評価がEで、改善報告に「点呼実施不適切」「過労防止措置不適切」「運転者が2名以上健康診断未受診」のいずれも未改善事項があり、またはいずれも改善報告がなく、その後の監査で当該項目のいずれも違反行為が確認されたことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合は、再度の安全確保命令を発出することなく許可取消処分

冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。



積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒ 冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません**。



冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒ 溝深さ**50%**を示す**「プラットホーム」**で、**運行前に必ず確認**してください。(一部海外メーカー品は除く)



積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

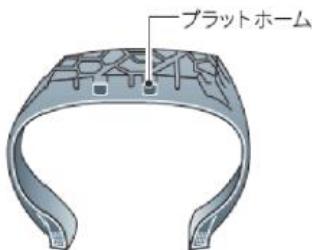
⇒ 積雪・凍結道路においては、
・**低速ギアでゆっくり発進**
・**坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**
など、運転操作の注意が必要です。



プラットホームとは？

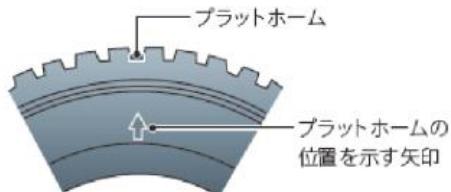
● プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



● プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す矢印がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

- ① 低速ギアでゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ② 急坂道では登り終わるまで低速ギアを使用し、ギヤチェンジしない。
- ③ 急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける。柔らかくブレーキ。
- ④ カーブに入る前に減速する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ 冬用タイヤの性能には限界があるので、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥ 冬用タイヤを乾燥路や温潤路で使用する場合は走行速度に注意する。

＜参考資料：特別指導及び適性診断の対象となる運転者早見表＞

わが社の運転者
に必要な指導・適性診断は、どれかな？

＜ポイント＞

①新たに雇い入れた者が、初任運転者に該当するか否かを確認

②事故歴を確認し、それぞれ該当する項目へ進む。

過去3年間に貨物自動車運送事業のドライバー経験のある者

特定運転者

初任運転者

- ・初めて事業用トラックのドライバーとなる者
- ・過去3年間に貨物自動車運送事業のドライバー経験のない者

特定運転者

65歳以上の高齢者

特定運転者

事故惹起者

特定運転者以外の運転者

事故歴の確認 ※

事故歴の確認 ※

事故歴→有

事故歴→無

事故歴→有

事故歴→無

雇用前の事業者で、特定診断及び特別指導が「有」

雇用前の事業者で、特定診断及び特別指導が「無」

①

B
·
F

②

A

③

C
·
F
·
G

④

C
·
G

⑤

B
·
F

⑥

A

⑦

C
·
E
·
F
·
G

⑧

C
·
E
·
G

⑨

B
·
E

⑩

A
·
E

⑪

B
·
F

⑫

C
·
G

⑬

D
·
H

※事故歴（事業用に限らない）は運転記録証明書等で確認。

実施する適性診断

A:初任診断

B:適齢診断

C:事故惹起者の特定診断

D:一般診断

実施する指導

E:初任者の特別指導

F:適齢者の特別指導

G:事故惹起者の特別指導

H:一般的な指導

実施のポイント

- ・新規採用運転者に対する適性診断と特別指導（初任教育）は、乗務を始めてからでは時間が取れず未実施となる事例が多いため、乗務に就かせる前に適性診断・健康診断・事故歴の確認・初任教育をセットと捉えて実施。
- ・特別指導の実施及び適性診断を受診した場合は、運転者台帳へ記録すること。
- ・一般診断は3年毎に1回の受診が望ましい。

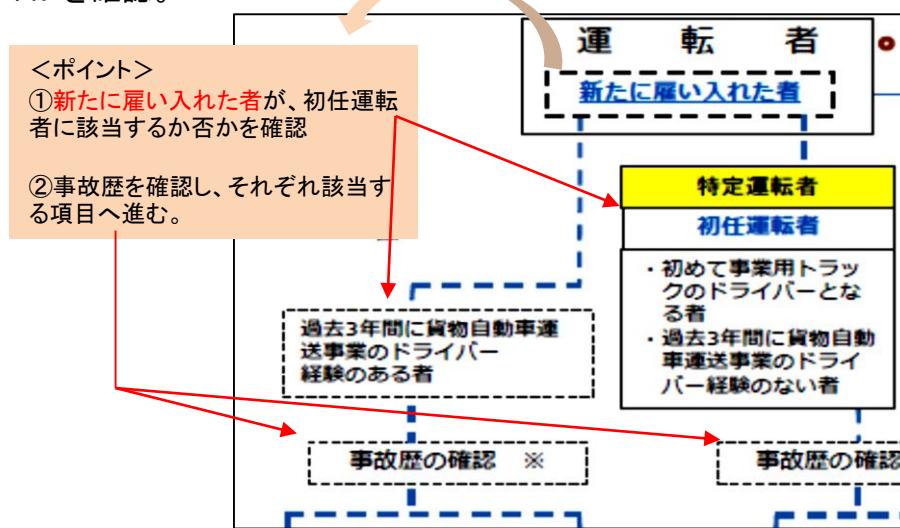
「適性診断」「特別指導」の対象となる運転者早見表の見方 【P16-18関連】

この「早見表」は巡回指導時に指導する項目のうち、特定運転者(事故惹起運転者・初任運転者・65歳以上の高齢運転者)に対して実施する必要のある「適性診断」「特別指導」が未実施となっているケースが散見されるため、作成したものです。

【早見表の見方】

1. 新たに雇い入れた者への指導等

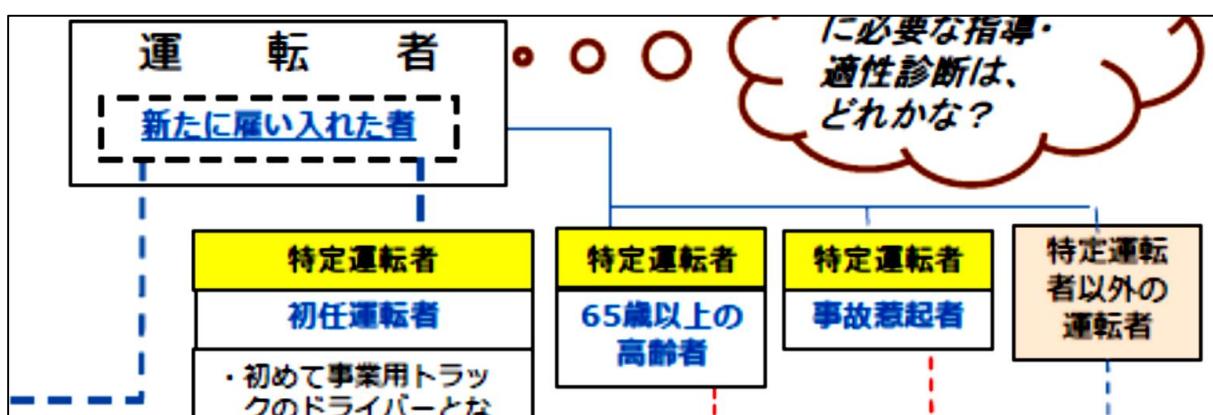
(1)入社された方(表の「運転者」の中の「新たに雇い入れた者」)が、「特定運転者(初任運転者)」に該当するのか、または「過去3年間に貨物自動車運送事業のドライバー経験のある者」に該当するのかを確認。



(2)該当するライン(フロー)を辿り、 の実施すべき指導、適性診断を実施

2. 既に在籍されている運転者への指導等

表の「運転者」から派生する、「特定運転者以外の運転者」の「一般的な指導」及び「適性診断」を実施するとともに、運転者が、「特定運転者(高齢運転者)」、「特定運転者(事故惹起者)」に該当することとなった場合は、併せて特定運転者へ実施すべき指導、診断を実施



※特定運転者とは？ → P18参照

＜参考資料：実施者一覧＞

貨物自動車運送事業者等が行うべきこと(1)

貨物自動車運送事業輸送安全規則関係

項目	事業主が行うこと	運行管理者が行うこと	整備管理者が行うこと	乗務員が遵守すべき事項
	第3条～第23条	第20条		第16条～第17条
運転者	確保	交代運転者の配備		交代者への報告 重要装置の機能点検
		乗務禁止		
		選任運転者以外		
		酒気帯び者		酒気を帯びて乗務しない
		安全運行不可能者		疾病・疲労等の申し出
休憩睡眠施設	確保	管理		
乗務時間等	設定	作成		
過積載運行	引き受け、指示の禁止	指導・監督		乗務しない
積載方法	徹底	指導・監督		偏荷重、落下の防止
車庫	確保		管理	
点呼	実施	実施・記録・保存		受ける 報告する
乗務記録	作成	記録・保存		記録
運行記録計	記録	管理・記録保存		
		故障車の運行禁止		
事故	記録・再発防止	記録・保存		周囲への防護措置
運行指示書	作成・指示・携行	作成・指示・保存		
運転者台帳	備え付け	作成・備え置き		
従業員指導監督	計画策定・実施	実施と記録保存		
異常気象時の措置	伝達	指示・措置		
運行管理者	選任・講習・指導監督			
運行管理者規定				
適性診断		受診・指導		
補助者	選任	指導・監督		
事故報告		指導・監督		
事業者に対し		助言		
踏切通過				変速しない

貨物自動車運送事業者等が行うべきこと(2)

道路運送車両法関係

項目	事業主が行うこと	運行管理者が行うこと	整備管理者が行うこと	乗務員が遵守すべき事項
整備管理者	選任(50条)			
	研修		受講	
点検施設	設置			
整備管理者規定	策定		業務の執行	
日常点検(47条2)	実施		日常点検実施方法決定 運行可否の決定	実施(確認)
定期点検(48条)	実施		点検実施計画の作成	
定期点検記録簿(49条)	保存、据置		記録簿の管理	
権限付与(施行規則32条)	付与		指導・監督 定期・随時点検の実施	
			必要整備の実施	

<参考資料:書類の整理・保管>

書類の整理・保管は、運行管理をしていくうえで、大変重要です。

◇ファイリング例

官庁関係 (運輸局)

- ・許可申請書
- ・事業計画変更認可・届出書等

官庁関係2 (運輸局)

- ・定例の年度報告もの
事業報告書
事業実績報告書

運転者関係

- ・運転者台帳
- ・健康診断票
- ・特定運転者に該当する場合:
適性診断票
指導教育記録簿
運転記録証明書

運行管理関係

- ・運行管理規程
- ・運行管理者選任
(解任)届
- ・運行管理者手帳(写し)
- ・事故記録簿

運行管理関係2

- ・点呼簿
- ・運転日報
(チャート紙・
デジタコ日報)
- ・運行指示書

車両管理関係

- ・車両台帳
(車検証の写し、
自賠責保険証の写し)

車両管理関係2

- ・整備管理規程、
日常点検基準
- ・整備管理者選任
(解任)届
- ・整備管理者手帳(写し)
- ・年間の定期点検計画表
- ・点検記録簿(写し)

指導教育関係

- ・一般的指導記録簿
- ・特定運転者に該当する場合:
適性診断票
指導教育記録簿
運転記録証明書

労務関係

- ・就業規則等
- ・36協定
- ・健康保険、
厚生年金保険
被保険者資格取得届
- ・雇用保険被保険者
資格確認通知書

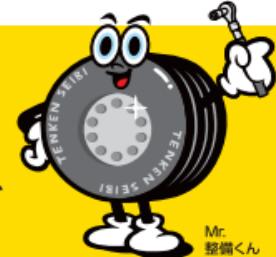
事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない!
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



Mr.
整備くん

ち

やんと清掃、
ちゃんと給脂!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはすれかかっている場合は、ナットを交換してください。



ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに!

な

(ナット)
ツト締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



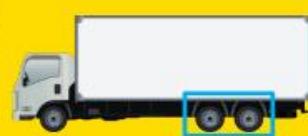
い

ちにち一回、緩みの点検!

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック!



ホイールナットの緩みが一目でわかり、
高精度な点検が誰でも手軽にできる
「連結式ナット回転指示インジケーター」の
使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備性能検査会 大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車、日野自動車、三菱ふそうトラック・バス、UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備器具業会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会

